

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	1
2	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	18
3	教育課程の編成の考え方及び特色	20
4	教員組織の編成の考え方及び特色	25
5	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	30
6	施設・設備等の整備計画	46
7	既設の学部との関係	49
8	入学者選抜の概要	50
9	大学院設置基準第14条による教育方法の実施	53
10	管理運営の考え方	57
11	自己点検・評価	58
12	情報の公表	59
13	教員の資質の維持向上の方策	60

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の必要性及び趣旨

ア 設置の必要性

① 21世紀の「多文化社会的状況」がもたらす問題の発見・説明・解決の必要性

——「多文化社会的状況」への専門的対応としての「多文化社会学」

「多文化社会」とは、文化と諸現象（政治、経済、社会、歴史、科学・技術、心理、身体、自然などの現象）とが、相互に条件づけを行う創発の関係にあつたり、対立と相関又は相互規定の関係にあって共変したりすることが、ますます露わになってい
る社会のことである。また、他者への理解や共感を必要とする状況が日常化しており、
文化は今までのよう、経済現象、政治現象、社会現象、心理現象等の「付帯現象」
ではなく、むしろそれらの「説明要因」としての重要性をますます高めている社会の
ことである。

今日の「多文化社会」が形成されてきた背景には、20世紀末のベルリンの壁崩壊を契機とした「カルチュラル・ターン」によるところが大きい。すなわち、イデオロギーや政治権力の統制・抑圧から諸民族、諸文化、諸宗教が一挙に解放され、グローバルに、様々な対立や紛争が噴出し、今まで隠されていた文化や宗教の個別性や独自性、あるいは非寛容性や排他性が露わになってきた。宗教や民族の対立や紛争は、生活様式や世界観等の相違とそこでの非寛容性が誘発するケースとして捉えられるし、環境、資源、食料、開発に関わるリスクの増大等は、コスモロジー（身体や自然に関する固有の意味世界）の浸食やそれに伴う均衡の失調、消失等として捉えることができる。

今日の集団や個人、経済や政治、精神や身体、ジェンダー・差別、紛争や連帶等を理解し説明しようとするとき、かつてないほどに文化的要因からの説明が必要とされる。換言すれば、私たちにとって最も身近な「感覚・官能的世界」に始まって、「思考の枠をなす認知的・觀念的・論理的世界」、「表現の審美的形式を形づくる芸術・パフォーマンスの世界」、「行為の目的や志向を回路づける道徳・倫理・規範の世界」、そして「超越的・理想的世界」に至るまで、今日のあらゆる世界を納得する形で理解し説明しようとするとき、文化は極めて有力な「説明要因」となっている。文化への着目とその専門的な理解は、21世紀社会で生じている様々な問題への、解決の鍵を握っているのである。

この「多文化社会」がもたらす状況や諸問題を「多文化社会的状況」と言い表すならば、その特徴は、文化と諸現象が錯綜するなかで諸問題が超域的に形成され、既存の学問的分業が諸問題に対して十分に応えられず苦戦していることにある。以下に例を挙げる。

第一に、「多文化社会的状況」にみる一般的かつ根源的な問題に対する、既存の学

問的分業がともなう困難がある。すなわち、私たちが日常的に送る普段の生活では、個人、家族、市民、国民、国家、民族、宗教、文化、文明など生活のミクロからマクロな領域に至るまで、それら活動や意識には、常に摩擦や対立の契機を孕んでいる。私たちの選択や対応によっては、存在や意味の多様性を否定したり反動に繋がったりしかねないリスクを抱えている。例えば、欧米や日本におけるヘイト・スピーチがある。言うまでもなく、異なるバックグラウンドや利害をもつ民族や国民のあいだの共生は、「多文化社会的状況」における一般的かつ根源的な課題であるが、その問題解決に向けた選択や対応においては、法的・制度的観点という個別的な学問領域からのアプローチが中心であり、かえって対策ばかりが注目されることで、解決策をめぐる議論が硬直化してしまうリスクに晒されている。ここではむしろ、哲学や思想、歴史といった文化的観点からヘイト・スピーチを分析することで、これまでの研究や議論では見落とされてきた問題の本質を明らかにしていくことも重要であろう。

第二に、こうしたヘイト・スピーチをめぐる現象を注意深く見ると、本来は前提すべき存在や意味の多様性が、今日ではむしろ意図して目指されるべき価値として標榜されていることに気が付く。こうした「多文化社会的状況」にみる価値の倒錯の問題の背景には、コミュニケーションを通じた意味の創出やルールの革新など、言語が現実構成の基盤にあることへの理解が未だ不十分であることを指摘できる。言語の構造的（普遍的）側面への言語学的な理解とともに、コミュニケーションに根づいた多言語的世界の制度的構築を広く社会文化的な観点から図っていくことは、「多文化社会的状況」における課題である。

第三に、人間が社会生活を送るなかで編み出し蓄積してきた歴史や文化は、「多文化社会的状況」にあって、ますます、現時点での立ち位置や利害関係からみた歴史や文化として制度化されたり解釈されたりする傾向を深めている。それゆえ歴史や文化は、世界との交叉、輻輳が日常化し深化した「多文化社会的状況」にみる「認識問題」として構築される側面を強めている。ここからもわかるように、歴史問題は認識論や存在論など近代学問の方法論そのもの（西洋近代文化）にかかわるものであり、決して歴史学だけで解決の道筋を示せる問題ではない。

第四に、「多文化社会的状況」にみる地球規模での不均衡な資源分配に伴う問題は、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題を顕在化させている。また、軍縮や核不拡散、核廃絶が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等での問題は、依然深刻である。こうした資源分配の不均衡は、科学・技術そのものの課題と結びつくだけでなく、その他の領域にも強く影響している。例えば3.11以降の核の産業利用をめぐる問題は、物理学や原子力工学など科学・技術の発展問題にとどまらず、むしろ、文化（例えば組織や地域にみる規範や秩序に関する文化）と、政治、経済、社会、歴史、心理、身体、自然などの諸現象とが錯綜しながら、複雑な問題群を構成している。あるいは、遺伝子組み換えなども同様であり、単に科学・技

術的な問題にとどまらず、文化（生態環境の調和や生命観など）と、政治、経済、社会、歴史、心理、身体、自然などの諸現象とが輻輳しながら、領域横断的な問題群を構成している。

こうした「多文化社会的状況」にあって、事象を総合的にとらえ、問題の所在を明らかにし、解決に向けた道筋を指し示していくためには、もはや、学問の個別的な領域で形成された理論や概念からのアプローチだけでは、専門的な発見・説明・予測・解決を十分に図ることは難しい。むしろ求められるのは、「多文化社会的状況」に対応した新たな知の枠組みである。すなわち、「多文化社会的状況」にあっては、既存の〈知〉を繋いでいく「超域性」と、そうした超域的な知に基づき、物事を総合的に捉えていく「俯瞰性」とを備えた、21世紀社会・人文社会科学のスタンダードとなる新たな学問知、すなわち「多文化社会学」が必要である。

この「多文化社会学」とは、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、多様性の尊重と、文化的他者への理解や共感を基本的なマインドとし、その上で、多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、異なる知や人を横断的に繋ぎ、超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むための知の体系を持った〈学〉である。

② 「多文化社会学」の更なる高度化と専門化による国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等の養成の必要性

上述したような21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、多様性の尊重と、他者への理解や共感を基本的なマインドとし、その上で、多文化社会学のなお一層高度化された専門性の修得を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」がもたらす諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」に必要な能力を更に深化させ、その上で、21世紀の学間に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた高度に専門的な人材——大学等の研究者及び高度専門職業人等——が必要である。

長崎大学では、平成30年4月に大学院多文化社会学研究科修士課程を設立しているが、この修士課程の修了生のなかには、更なる研鑽のニーズが存在している。すなわち、「多文化社会学」のより一層高次なレベルでの独創性や卓越性を身につけ、その専門性と実践性をいかんなく發揮するなかで、研究者及び高度専門職業人等を目指す者が存在する。この意味で、修士課程の学年進行への対応が必要である。

また、博士後期課程進学のニーズへの対応の必要性は、以下のような国レベルでの政策とも関連している。中教審審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革(H27.9.15)」では、「我が国の発展を担う主役として、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、

既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる人材、「知のプロフェッショナル」を育成していくことが、我が国社会の喫緊の課題」とされている。また、地球規模で共時的かつ領域横断的に解決が必要な諸問題に対して、Society 5.0 の実現を目指に掲げている日本では、AI 等で代替が困難な人文社会科学系の学問を背景とした高度専門職業人等の重要度が、今後ますます高まることが予想される。本研究科構想の博士後期課程の学生は、そうした必要性に応える人材としても期待される。

※既設の大学院多文化社会学研究科修士課程は、博士後期課程が設置された場合、「博士前期課程」となるが、当該『設置の趣旨等を記載した書類』上の記載は、「修士課程」に統一する。

③ 長崎に所在する国立大学の責務への対応

長崎県に所在する国立大学の教育研究上の責務として、核兵器廃絶・平和推進への取り組みや、文化財・伝統芸能の保存、郷土史研究の発展等などがある。

本学は世界唯一の被ばく医科大学の歴史を継承する大学である。「核なき世界の実現」は、大学の歴史を鑑みても、必然的かつ不可避な課題である。被ばく地である長崎から世界への核兵器廃絶に関する情報発信はもとより、核兵器廃絶を実現するための卓越した専門知識を有する人材を育成することは、国内のみならず世界からも求められている課題である。

また、本学が位置する長崎県は、数多の世界文化遺産及び産業革命遺産を有する県である。歴史的にグローバル世界での重要な結節点を占めてきた「日本・長崎」への深い理解力を養い、「世界と地域」の相即不離な関係を踏まえつつ、地域を創生していくことのできる、卓越した専門性を身につけた人材の養成が求められている。

イ 設置の趣旨——多文化社会学を卓越的かつ独創的なレベルで修得し、21世紀の「多文化社会的状況」が求める研究者及び高度専門職業人等の育成を図る

【資料1】【資料2】

新たに多文化社会学研究科博士後期課程を設置するに当たっては、既設の多文化社会学部及び大学院多文化社会学研究科修士課程の成果を発展的に継承しつつ、人文社会科学系が本来有している「批判力」、「構想力」、「実践力」といった問題解決力を十全に引き出すことが求められる。ここで掲げる「批判力」とは「現状に対する批判的反省力」のこと、「構想力」とは「現状打破に向けた展望を提示する力」のこと、「実践力」とは「領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力」のことである。

なお、既設の多文化社会学部では、「多文化社会学」の「基礎的創造」に取り組んでいる。また、既設の大学院多文化社会学研究科修士課程では、超域的かつ俯瞰的な専門知としての「多文化社会学の更なる深化」に取り組んでいる。

まず、既設の多文化社会学部では、社会的・文化的・言語的多様性の視点から、既存の人文社会科学系の学問分野を横断的に再編し、新たな学びの領域としての「多文化社会学」の創出を目指している。具体的には、三つの基礎的学問分野を通じて、多文化社会学の基礎が創出される。すなわち、①政治学、法学、経済学、経営学を基盤的分野とし、グローバル化時代における政治経済システムの特質を明らかにしていく分野、②社会学、人類学、歴史学を基盤的分野とし、グローバル化時代における社会動態・社会変容の実相をフィールド調査に基づき明らかにしていく分野、③文化学、思想学、言語学を基盤的分野とし、グローバル化時代における人間と文化の在り方を、自己と他者の相互関係、自己認識と他者理解の相関関係を軸に明らかにしていく分野である。

こうした多文化社会学の基礎の創出とその修得を通じて、多文化社会学部では、次のような人材の育成を図っている。①高度な英語力とコミュニケーション能力、②文化的多様性の意義に対する理解力、③共生的な関係を築き問題解決に向けて行動するためのリーダーシップやパートナーシップなどを身につけ、多文化の共生と協働が求められる21世紀社会において国際的に活躍できる人文社会科学系グローバル人材の育成、である。

一方、修土課程では、学部での取り組みを継承しつつ、多文化社会学の更なる深化（超域的かつ俯瞰的な体系知をもつ〈学〉として成熟化）とその徹底した修得を通じて、人文社会科学系が本来有している「批判力」（現状に対する批判的反省力）、「構想力」（現状打破に向けた展望を提示する力）、「実践力」（領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力）など、学問的体系に基づいた問題解決力を十全に引き出すことを試みている。

具体的には、多文化社会学の更なる深化を図るために、カリキュラム上の「学問のエレメンツ」において、人文社会科学の概念や理論を学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に位置付け直し、各方法論の射程と限界を批判的に検討するとともに、専門知の超域的活用の受け皿となる新たな方法論としての多文化社会学の深化を図っている。この、学問の土台的基礎を徹底して鍛えることで得られる、基礎的であるがゆえの汎用性は、多文化社会学の深化を推し進める上で重要な動力源である。

その上で、カリキュラム上の「学問のプラクティス」では、「学問のエレメンツ」で修得した多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な体系知に基づき、5つの科目群（「グローバル・スタディーズ科目群」、「言語多様性科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「政策科学科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）のなかで、社会、文化、政策・応用、地域、言語等に対する専門研究を行い、多文化社会学の学問的な専門性を「再帰的」に、より徹底して深化させるとともに、多様な文化的他者や利害関係者の思想や行動を理解した上で、政策においても最善の解決策を提示できるような力を養成している。この5つの科目群は、後述する博士後期課程で提供する5つの研

究領域（系）——「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」、「核兵器廃絶・平和学系」——の基盤となるものである。

修士課程の各科目群では、以下の知識・能力を身につけさせる。

＜グローバル・スタディーズ科目群＞

文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決でき、かつ、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題のなかでも、特に民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立等にみる存在や意味の多様性に対する否定や反動に対して、専門的解決を図っていくための知識や能力

＜言語多様性科目群＞

言語学の諸分野における知見を有し、特に、言語の普遍性と個別性への理解力や、様々な言語使用場面、コミュニケーション場面やレジスターに対応した表現を精選する力、あるいは英語プログラムの立案、実施、及び英語教育者に指導助言できる力

＜環海日本長崎学・アジア研究科目群＞

「グローバル世界」を「インター・ローカル・リレーションシップ」や「インター・コスモロジー」等として解読し、グローバル世界での重要な結節点である「日本・長崎」への深い理解力に基づきつつ、超域的に知と人を繋ぐなかで、相即不離に「世界と地域」を創生していくことができ、かつ、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題のなかでも、特に日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題について専門的解決を図っていくための知識や能力

＜政策科学科目群＞

政策研究や政策分析に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、「多文化社会的状況」における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示でき、特に不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障に関する問題について、専門的解決を図っていくための知識や能力

＜核軍縮・不拡散科目群＞

21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題のなかでも、特に軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道面、安全保障、経済等の問題について、専門的解決を図っていくための知識や能力

新設する博士後期課程では、修士課程で身につけた多文化社会学の「学問のエレメ

ンツ」と「学問のプラクティス」の統合と展開を更に進め、多文化社会学の更なる高度化と専門化をなお一層図ることで、研究者として自立できる独創的な知見と能力及び高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を養成する。すなわち、多文化社会学という新しい学問の創設は、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えるとともに、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の構築を目指すものであることを踏まえ、多文化社会学のより卓越的、独創的なレベルでの成熟を通じて、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。

(2) 多文化社会学研究科博士後期課程の構想・特徴

① 本学に新しい大学院博士後期課程を設置する意義

本学は、「長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」という理念を掲げ、これを実現するために「現場に強い、危機に強い、行動力のある」人材を育成し、21世紀の知的基盤社会をリードすることを目指している。そのための重要教育目標の一つは、「グローバル化する社会の要請に応えるべく、国際水準の教育、キャンパスの国際化、日本人学生の留学の飛躍的拡大の実現に向けた戦略的かつ包括的な教育改革を推進し、地域の課題を掘り下げる能力と、多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材を育成」することである。

また、本学は、長い伝統を持つ医学部及び国際的に活躍する熱帯医学研究所を有するとともに、教育学部、経済学部、歯学部、薬学部、工学部、環境科学部、水産学部を有し、平成26年度からは真のグローバル人材育成に特化した多文化社会学部を創設した。国際的活動とともに地域に根ざした活動にも力を入れ、行政とも連携を保持しつつ教育・研究を促進している。

更に、平成30年度には、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる知のスペシャリストを養成するため、多文化社会学研究科修士課程を設置した。

これまでの実績と本学のミッションを踏まえ、また、学問分業の固定化などによって人文社会科学系の本来有する力が十分に活かしきれていない教育状況を踏まえた上で、人文社会科学系の超域的かつ俯瞰的な専門知である多文化社会学を修得し、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」に取り組むことのできる、研究者及び高度専門職業人等を養成する博士後期課程を新たに設置したい。このことは、本学の使命であると認識している。

② 本研究科博士後期課程の全体構想

本研究科博士後期課程の全体構想は以下のとおりである。

- (1) 長崎大学第三期中期目標・中期計画に掲げているように、「世界に貢献する新たな強み領域を創生し、総合大学として日本をリードする研究力を格段に向上させる」ことを念頭に置き、
- (2) 既設の多文化社会学部及び大学院多文化社会学研究科修士課程の取組みと成果を発展的に継承して、大学院多文化社会学研究科博士後期課程を設立し、
- (3) グローバルとローカルの有機的連関のなかで、長崎が文化的歴史的にインター・ローカル・リレーションシップの重要な結節点を占めることへの自覚に基づきながら、相即不離の関係にある「世界と地域」の一体的な創生に向けて更なる歩みを進めつつ、
- (4) 21世紀の「多文化社会的状況」がもたらす様々な問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力に基づき取り組むことのできる研究者及び高度専門職業人等を育成する、世界的教育研究拠点となることである。

③ 本研究科博士後期課程の基本理念

本研究科博士後期課程では、修士課程で身につけた多文化社会学の「学問のエレメント」と「学問のプラクティス」の統合と展開を更に進め、多文化社会学の更なる高度化と専門化をより一層図ることで、研究者として自立できる独創的な知見と能力及び高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を養成する。すなわち、多文化社会学の更なる高度化では、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の構築を目指すものであることを踏まえ、多文化社会学のより高度なレベルでの洗練化を通じて、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学間に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。

こうした本研究科博士後期課程の基本理念は、その名称に反映されている。すなわち、専攻名として「多文化社会学専攻」に、学位名称として「博士（学術）」にその基本理念を反映させている。

④ 本研究科博士後期課程の特徴【資料3】

本研究科博士後期課程の特徴は、以下のとおりである。

1) 多文化社会学の更なる高度化と専門化を図り、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成

21世紀の「多文化社会的状況」がもたらす諸問題について、多文化社会学に関する高度に専門的な知識に基づき、「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。

2) 長崎・アジアの経験と理論の往還による、地球社会のインター・ローカル・リレーションシップに基づく「世界と地域」の一体的な創生

グローバルとローカルの有機的連関のなかで、現在のグローバリゼーションでの学問の多中心化を鑑み、また歴史や文化において長崎がインター・ローカル・リレーションシップの重要な結節点を占めていたことを鑑み、相即不離の関係にある「世界と地域」の一体的な創生に向けて、更なる歩みを進める。

この「世界と地域」の一体的創生のため、後述する5つの研究領域（社会文化研究系、言語研究系、環海日本長崎学・アジア研究系、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系）において修得する、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力に基づき、21世紀社会の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を持った人材と「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を持った人材を養成する。

また、国内外の研究機関との包括連携等に基づく研究指導のオプションもまた、「世界と地域」の一体的創生に必要な能力獲得をサポートする。具体的には、世界で最初に日本学科が設置（1855年）され、シーボルトが日本から持ち帰った文物が所蔵されているライデン大学（蘭）との連携、大学共同利用機関法人人間文化研究機構が運営し、日本の考古学、歴史、民俗を総合的に研究・展示する国立歴史民俗博物館との連携、東洋学分野で日本最古・最大の研究図書館であり、世界5大東洋学研究図書館の一つである東洋文庫との連携及びリベラルアーツ教育を土台とした「平和研究」に代表される学際的な学びを特徴とする国際基督教大学との連携に基づき、学外の教員・研究員による研究アドバイス（合同中間発表会での研究アドバイスや、学位論文審査委員への副査としての参画等）を実施する。

3) 被爆地としての歴史的経験や記憶等を背景にした、核兵器廃絶をメインに掲げる国内唯一の研究の場を提供

本学が設置している核兵器廃絶研究センターの教員による研究指導を中心にして、国内唯一の、核兵器廃絶をメインに掲げる平和に関する理論的実践的研究を実施する。

(3) 学内改革（機能強化）との関係性

本研究科博士後期課程の設置は、以下のような形で学内の更なる機能強化に貢献する。

- ① 学内諸部局（多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター、大学教育イノベーションセンター）の人文社会科学系教員の参画によって、既存の学部・研究科等の資源を結集させ、組織的・横断的な教育研究体制の構築を更に推進していく。
- ② グローバルネットワークの結節点にある長崎において、包括連携協定を締結している国内外の大学・研究機関とのネットワークをなお一層活用することで、学内の異分野間のコンタクトとインタラクションを更に深化させ、新しい学問分野（多文化社会学）の創生に相応しい知の拠点を作り上げていくとともに、多文化社会学からの社会貢献や地域貢献をなお一層推進していく。

(4) 多文化社会学研究科博士後期課程が育成する人材

ア 本学共通の人材育成

本学では、中期目標（大学の基本的目標）に、「グローバル化する社会の要請に応えるべく、国際水準の教育、キャンパスの国際化、日本人学生の留学の飛躍的拡大の実現に向けた戦略的かつ包括的な教育改革を推進し、地域の課題を掘り下げる能力と、多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材を育成する」という目標を掲げている。

また、以下は、平成22年度に明確化した長崎大学ブランドのグローバル人材「長崎大学共有学士像」である。博士後期課程の人材育成は、この学士像を発展させるものである。

- 1) 自ら学び、考え、主張し、行動することができる
- 2) 分野・領域を超えて活用できる汎用可能な技能を身につけている。
- 3) 専門職業人や研究者としての基盤的知識・技能を習得し、高い倫理観を身につけている。
- 4) 地球環境と社会の多様性を理解している。
- 5) 主体性をもって他者と協働できる。
- 6) 地域社会および将来世代に貢献するグローバルな視点を身につけている。

イ 本研究科博士後期課程のディプロマポリシー【資料4】【資料5】

① ディプロマポリシー（本研究科博士後期課程共通の人材育成像）

本研究科博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させていることから、まず修士課程のディプロマポリシーについて説明する。

修士課程のディプロマポリシーは 21 世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができることである。

博士後期課程では、多文化社会学の更なる高度化において、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の確立が目指される。すなわち、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むだけではなく、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することが求められている。

したがって、博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程で得られた成果を踏まえつつ、その専門性をなお一層深化させて、卓越的かつ独創的な多文化社会学の専門家を養成するため、以下のとおり修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させた(1)の能力のほかに、博士後期課程で養成する人材に必要な能力である(2)及び(3)の能力で構成されている。

<ディプロマポリシー>

21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の(1)から(3)の能力を有していること。

(1) 以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力

- ①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究
- ②言語・非言語コミュニケーションを通した相互理解の原理的解決を目指す言語研究
- ③日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己一他者関係を構築するアジア研究
- ④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
- ⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究

(2) 人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」

(3) 異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事す

ることができる卓越した能力

② 教育方法、指導方法の修士課程との違いについて

詳細については後述するが、博士後期課程では、以下の 3 点において修士課程における教育方法、研究指導体制、研究指導方法を高度化し、多文化社会学のなお一層高度で卓越的なレベルでの修得を通じてディプロマポリシーの(1)から(3)の能力を養成する。

1 点目は、多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法を修得するための教育方法である。修士課程では、「学問のプラクティス」科目として、5 つの科目群（「グローバル・スタディーズ科目群」、「言語多様性科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「政策科学科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）の中で履修するが、履修方法としては、5 つの科目群のうち、1 つを主選択することとしており、必ずしも 5 つの科目群全ての科目を履修することは限らない。一方、博士後期課程では、修士課程の科目群を発展的に継承した 5 つの研究領域（系）の基盤的知識を、必修科目である「多文化社会学特論 I（社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の研究領域が中心）」と「多文化社会学特論 II（公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の研究領域が中心）」の受講により徹底的に修得することができる。

多文化社会学特論 I では、「社会文化研究系」の研究領域から、文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、民族・宗教・文化・国家の摩擦や対立等にみる存在や意味の多様性を明確にする力を身につけ、その上で、問題解決への多様な解の持続的更新を可能にする、独創的かつ卓越的な理論と方法及び選択の基盤を構築する力を養成する。

「言語研究系」の研究領域からは、言語を文法的・音声的特性、文化社会的規則や談話レベルの特性等から捉えることで、コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出等、言語が現実構成の基盤にあることの専門的理解を深めることのできる力を身につけ、その上で、独創的かつ卓越的な理論と方法及び相互理解の原理的解決の可能性を明確にするための力を身につける。

「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域からは、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その 1 つの拠点としての長崎という視点から、トランス・ディシプリナリーな環海日本長崎・アジア及び世界の実態と展望を明らかにする力を身につける。すなわち、環海日本長崎研究・アジア研究の独創的かつ卓越的な理論と方法として、オリエンタリズム的認識（自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」（ディスコース）に基づく近代学問の在り方に深く根差していること）を脱構築し、グローバリゼーションにおける世界や学問の脱中心化と多

中心化の動向にも注視しながら、21世紀の学問の前提となる、新たな自己-他者関係を明らかにするための力を身につける。

多文化社会学特論Ⅱでは、「公共政策研究系」の研究領域から、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を養成する。

また、「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域からは、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究し、核軍縮・不拡散分野における、人道面・安全保障・経済等の問題についての専門的解決を図っていくことのできる力を養成する。

2点目は、研究指導チームの編成方法である。修士課程では、指導教員2名（主、副）体制としているが、博士後期課程では、主指導教員と副指導教員2名の3名からなる研究指導チーム体制とすることに加え、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、研究の手法や観点における学際性を担保する。学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は適宜、指導体制の見直しを行う。また、学生の研究テーマと各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とし、学生一人ひとりの研究内容に沿った学外アドバイザーを配置する。

3点目は、指導方法である。研究指導の方法について、修士課程では、指導教員（主・副）の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身につけるとともに、週1回のゼミを通じて1年間の研究指導を行っている。博士後期課程では、1年次より在学年次に応じた3つの科目（研究演習Ⅰ、研究演習Ⅱ及び研究指導）により研究指導をより高い水準で実施する。特に、「研究演習Ⅰ」において、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養い、成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめさせる。「研究演習Ⅱ」では、「研究演習Ⅰ」の成果を更に発展させるなかで、研究計画の更新と、これに基づき、資料・データの収集、分析、考察を更に進めさせ、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るとともに、その中間的成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめさせる。更に、「研究指導」では、「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、先行研究の読解とその批判的検討の成果を更に発展させつつ、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文の作成を指導する。各学年

末には研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の学外連携機関の学外アドバイザーが参加する合同中間発表会を開催し、その学年1年間の研究内容の中間発表と議論を行うことで、研究の進捗状況を定期的に確認し、論文作成における手戻りを減らし、論文を計画的に作成することが可能となり、研究指導チーム間の相互チェック作用も期待できる。

③ 研究領域（5系）で身につける力

本研究科博士後期課程が提供する5つの研究領域（「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」）で、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を身につけさせ、本研究科博士後期課程が目指す人材を育成していく。この5つの研究領域は、21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、前述する修士課程において設定する5つの科目群を基盤としつつも、その専門性をなお一層深化させるものであり、ディプロマポリシーで定める能力を獲得するために必要なものとなる。更に、前述した長崎に所在する国立大学の責務である核兵器廃絶・平和推進への取り組みや文化財・伝統芸能の保存、郷土史研究の発展等に加え、博士後期課程の特徴である「世界と地域」の一体的な創生を実現することにもつながる。なお、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」は、特に「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の、より一層高度な「問題本質を見極める力」の養成に関わり、「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」は、より一層高度な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の養成に関わっている。これら「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」は、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力に基づく自立的な研究者及び高度専門職業人等を養成する上では不可欠な力である。

5つの研究領域（系）で養成する力は以下のとおりである。

1) 社会文化研究系

社会文化研究系では、共生の視点に立って、生命、精神、社会文化と、それらに関わる社会、制度、組織、相互行為、構造、機能などの多様性を理解し、世界を、「出来事の生成と消滅の反復」と「出来事の物質化（制度化）」が構成する動的平衡及び差異体系として捉えるなかで、摩擦や衝突を超えた新たな秩序や文化の形成を探究する力を身につける。

2) 言語研究系

言語研究系では、社会の現実と問題が、言語・コミュニケーションから構成さ

れることに基づき、相互理解の原理的解決の可能性を求めて、言語の固有性を、記号内容（意味や意図）と記号形式（音や動作）の統語性や、言語表現の使用による意図の共有から探究していくことができる力及び言語の適応的機能に関する思考・生成文法や、コミュニケーションによる社会構築の可能性、コミュニケーションの情報・伝達・理解の選択を支える非言語コミュニケーション及び非記号的コミュニケーションについて探究する力を身につける。

3) 環海日本長崎学・アジア研究系

環海日本長崎学・アジア研究系では、日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己一他者関係の理論的構築に必要な力を養成する。

具体的には、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、従来の文学部中心の日本研究とは異なる、トランス・ディシプリナリーな「環海日本長崎研究・アジア研究」を探究する力やオリエンタリズム的認識（自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己一他者認識が、「他者支配の言説」（ディスコース）に基づく近代学問の在り方に深く根差していること）を、理論・実証を通じて脱構築し、グローバリゼーションによる世界や学問の脱中心化と多中心化に注視しながら、21世紀の人文社会科学の前提となる、新たな自己一他者関係を探究する力を身につける。

4) 公共政策研究系

公共政策研究系では、公共政策研究を通じてグローバルな公共的価値を形成するために必要な力を養成する。

具体的には、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を身につける。

5) 核兵器廃絶・平和学系

核兵器廃絶・平和学系では、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや原子力平和利用と核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究する力を身につける。

(5) 本研究科博士後期課程の特色ある取組

① 優秀な人材の確保

本研究科博士後期課程は、入学者に以下の学力・能力、資質・素養を求める。

- ・人文社会科学に関する素養と知識を持つこと
- ・21世紀社会の「多文化社会的状況」——非対称的で不均等な社会の在り方、不均衡な資源分配に伴うリスクの拡大、民族・宗教・文化・国家等の摩擦や対立などが、世界のなお一層の交叉・輻輳をともないつつ、複雑な諸問題を生み出している状況——に対して、理解と共感を深めることができること
- ・広く世界のさまざまなバックグラウンドを持つ人々との交流とともに、地球社会の発展と幸福に貢献することに关心を持つこと

そのため、入試においては、修士論文又はそれに代わる研究業績、専門知識や研究遂行への関心・意欲、研究計画書に関する具体的な事項、各学生の研究領域や講義で求められる語学力、人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケーション能力を問うために、口述試験を実施する。

② クオーター制の導入

本研究科の学期は、従来のセメスター制（前期・後期の2学期）ではなく、クオーター制（8週ずつの4学期で構成）とする。これによって、カリキュラム編成が柔軟なものとなり、各学生の研究の必要に応じた資料収集、フィールドワーク、インターンシップなどの実施が可能となる。

特に、1年次第1・第2クオーターで受講する「多文化社会学特論Ⅰ」、「多文化社会学特論Ⅱ」で徹底的な修得を図る基盤的知識は、あくまで研究を計画・遂行するための土台となる部分であり、学生はその基盤的知識をもって研究を行うこととなる。3年間という博士後期課程の時間的制約を考慮し、早期に基盤的知識を徹底的に修得させること及び充分な研究時間を確保することを目的としてクオーター制を導入している。

③ 学際的かつ柔軟な研究指導チームの編成方法

修士課程では、指導教員2名（主、副）体制としているが、博士後期課程では、主指導教員と副指導教員2名の3名からなる、学際的な研究指導チームを構築する。副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、研究の手法や観点における学際性を担保する。また、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜、研究指導チームの体制の見直しを行う。

④ 学外連携機関研究者（学外アドバイザー）による研究助言及び学位審査【資料6】

学外連携機関研究者（学外アドバイザー）は、本学（本研究科）と包括連携協定を締

結し、学生に対する教育及び研究に関する連携・協力への合意がある機関から選出する。主な役割として、各学年末に実施される「合同中間発表会」にオブザーバーとして参加し、研究助言を行うことや、学位審査委員の副査として選出し「論文公聴会」で質疑応答や最終試験を行うこと、更に、適宜、講演者として招き、学生に対して研究内容等の講演を実施する。

学外アドバイザーは、原則として、1年次に教授会において研究指導チーム（主指導教員・副指導教員）を決定する際、併せて決定するものとする。教授会において学外アドバイザーの決定を行う際は、学生の研究テーマと、以下に示す各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とする。従って、学生の研究テーマによっては、学外アドバイザーを置かない場合もある。また、学生の研究計画の見直し等により、当初の研究テーマに変更が生じた場合、変更後の研究テーマに合致した学外アドバイザーの再選出も可能とする。

学外連携機関と連携する研究分野は、以下のようになる。

ライデン大学（オランダ）――

日蘭史やジャパノロジーなど日本学・長崎学・アジア研究

国際基督教大学――

平和学や公共政策研究分野

国立歴史民俗博物館――

社会文化研究や日本学・長崎学・アジア研究において、特に歴史学・民俗学・総合資料学の分野

公益財団法人 東洋文庫――

社会文化研究・言語研究や日本学・長崎学・アジア研究において、特に歴史学の分野

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科・専攻の名称及び理由

本研究科、専攻の名称並びにそれぞれの英語名称は、次のとおりとする。

研究科名：多文化社会学研究科

Graduate School of Global Humanities and Social Sciences

専攻名：多文化社会学専攻

Department of Global Humanities and Social Sciences

本研究科の名称を「多文化社会学研究科： Graduate School of Global Humanities and Social Sciences」とし、また、専攻の名称を「多文化社会学専攻：Department of Global Humanities and Social Sciences」とする理由は、平成26年度に設置された多文化社会学部及び平成30年度に設置された大学院多文化社会学研究科修士課程との連続性にある。

多文化社会学部は、国際的に活躍できる人文社会科学系グローバル人材の育成を目的として設立された。また、修士課程は、人文社会科学系の学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）を批判的に検討し、新たな〈学〉としての多文化社会学の構築と修得を目的として設立された。本研究科博士後期課程もまた、多文化社会学のより一層高度で卓越的な修得を通じて、21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題の「問題本質を見極める力」や「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を有して、異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力を有する人材を養成していくものである。

なお、英語名称については、学部設置の際、多文化社会学という新しい〈学〉の国際的通用性の観点から、その学問的ベースとなる分野を明示することが適切であるという判断に基づき、Global Humanities and Social Sciencesとした。本研究科も同様の考え方から、同じ英語名称とする。

(2) 学位の名称及び理由【資料1】

本研究科博士後期課程において授与する学位名及び英語学位名は、次のとおりとする。

博士（学術） Doctor of Philosophy

本研究科博士後期課程での学位名及び英語学位名は「博士（学術）：Doctor of Philosophy」とする。その理由は、以下のとおりである。

本研究科博士後期課程では、21世紀の「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」と「問題解決に向けた多様な解を提示する力」や、異なる社会の経験と理論を往還しつつ、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行したり、高度に専門的な職業に従事したりすることができる力を、多文化社会学のなお一層高度で卓越的なレベルでの修得を通じて養成していく。それゆえ、この新たな学際的学問としての多文化社会学を修得した者に対しては、「学術」の学位名称を授与するのが適切と考える。

また、英語表記に関しては国際通用性の観点から、英語圏で主に使用されている「Doctor of Philosophy」とする。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の基本的な考え方（本研究科博士後期課程のカリキュラムポリシー）

【資料4】

5つの系から多様な専門分野で構成される研究指導チームが構成され、多角的な視野に基づく研究指導を通じて、多文化社会学の独創的な知見や卓越した能力を修得する。

- ・基盤的かつ汎用性を持った多文化社会学の、より高度で独創的な知と方法を修得するため、社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の見地から「多文化社会的状況」への「問題本質を見極める力」の基盤を形成し、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の見地から新たな知と価値の創生につながる「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する講義科目を編成する。
- ・各自の研究テーマの目的・意義・方法を明確化し、「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るために演習科目を編成する。
- ・演習科目の履修で得た研究成果に基づき、更なる分析と考察を進めるなかで、博士論文を作成するために研究指導を実施する。

(2) 教育課程及び科目区分の編成——教育課程の特色

① 「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」で養成する力

多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法を修得するための教育方法について、修士課程では、「学問のプラクティス」科目として、5つの科目群（「グローバル・スタディーズ科目群」、「言語多様性科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「政策科学科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）の中で履修するが、履修方法としては、5つの科目群のうち、1つを選択することとしており、必ずしも5つの科目群全ての科目を履修することは限らない。博士後期課程では、「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」の講義科目（必修・各2単位）を設定し、本研究科博士後期課程の目指す人材育成のための基盤的知識を徹底的に修得する。

「多文化社会学特論Ⅰ」では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成する。なかでも特に「社会文化研究系」では、共生と多様性を目指す社会文化研究の理論の確立のための力、「言語研究系」では、相互理解の原理的解決を目指す言語研究の理論の確立のための力を養成する。また、「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域では日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己—他者関係の構築を目指すための力を養成する。

具体的に、「社会文化研究系」の研究領域からは、文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、民族・宗教・文化・国家の摩擦や対立等にみる存在や意味の多様性を明確にする力を身につけ、その上で、問題解決への多様な解の持続的更新を可能にする、独創的かつ卓越的な理論と方法及び選択の基盤を構築する力を養成する。

「言語研究系」の研究領域からは、言語を文法的・音声的特性、文化社会的規則や談話レベルの特性等から捉えることで、コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出等、言語が現実構成の基盤にあることの専門的理解を深めることのできる力を身につけ、その上で、独創的かつ卓越的な理論と方法及び相互理解の原理的解決の可能性を明確にするための力を身につける。

「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域からは、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、トランス・ディシプリナリーな環海日本長崎・アジア及び世界の実態と展望を明らかにする力を身につける。すなわち、環海日本長崎研究・アジア研究の独創的かつ卓越的な理論と方法として、オリエンタリズム的認識（自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」（ディスコース）に基づく近代学問の在り方に深く根差していること）を脱構築し、グローバリゼーションにおける世界や学問の脱中心化と多中心化の動向にも注視しながら、21世紀の学問の前提となる、新たな自己-他者関係を明らかにするための力を身につける。

「多文化社会学特論Ⅱ」では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心¹に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する。すなわち、これら研究領域における研鑽を通じて、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題について、より独創的で卓越的な専門的解決を図っていく力を養成することになる。

具体的に、「公共政策研究系」の研究領域からは、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を養成する。

また、「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域からは、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍

縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究し、核軍縮・不拡散分野における、人道面・安全保障・経済等の問題についての専門的解決を図っていくことのできる力を養成する。

「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」をともに履修することにより、
21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得することが可能となる。

② 「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」で養成する力

研究指導の方法について、修士課程では、指導教員（主・副）の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身につけるとともに、週1回のゼミを通じて1年間の研究指導を行っている。博士後期課程では、1年次より在学年次に応じた次の3つの科目により研究指導をより高い水準で実施する。「研究演習Ⅰ」では、「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」のうち、いずれかの系（研究領域）に基づいて研究課題にアプローチし、研究指導チームの指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施していく。研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保する。研究成果は「研究成果報告書Ⅰ」にまとめる。

「研究演習Ⅱ」では、「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていく。「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」のうち、いずれかの系（研究領域）に基づいて研究課題にアプローチし、研究指導チームの指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」のなお一層の高度化を図りつつ、質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施していく。研究成果は「研究成果報告書Ⅱ」にまとめる。

なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜、研究指導チームの体制の見直しを行う。

「研究指導」では、「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成していく。

③ 修士課程と連接した、多言語で実施可能な研究指導及び博士論文の執筆

海外の大学・研究機関、あるいはグローバル企業への就職等、本研究科博士後期課程修了生のキャリアパスを支援するため、修士課程と連接する形で、研究の分野や内容によっては、日本語・英語・中国語いずれかの言語による博士論文の執筆を可能とする。ただし、論文公聴会、学位審査委員会及び教授会の便宜に供するため、いずれの言語で執筆した場合でも日本語版及び英語版の要旨の提出を義務付ける。

また、研究指導の方法は演習形式による指導とし、演習の使用言語は、研究指導チームと学生が相談の上で、日本語・英語・中国語いずれかの言語を選択する。

例として、英文学に関する研究を行っている学生の場合は「英語」が博士論文の執筆及び演習での使用言語となり、言語学（特に中国語）に関する研究を行っている学生の場合は「中国語」が博士論文の執筆及び演習での使用言語となる場合がある。

なお、日本語以外を用いて博士論文作成の指導及び学位審査が可能な専任教員は、英語 18 名、中国語 5 名である。

④ 研究者育成のためのサポート体制

本研究科博士後期課程を修了した PD を研究助言者として活用するメンター制度を取り入れ、研究者を目指す学生たちのロール・モデルを育成する。メンターによる教員公募書類や研究費申請書の書き方セミナー、研究成果の報告に関連した支援などを実施する。

(3) 履修順序の考え方・教育課程の体系的な編成

講義科目として、1年次第1クオーターに「多文化社会学特論Ⅰ」(2単位・必修)を、1年次第2クオーターに「多文化社会学特論Ⅱ」(2単位・必修)を履修する。

演習科目として、1年次通年で「研究演習Ⅰ」(4単位・必修)、2年次通年で「研究演習Ⅱ」(4単位・必修)、3年次通年で「研究指導」(4単位・必修)を履修する。

これらの講義・演習で身につけた専門的知識に基づき、主指導教員及び副指導教員による研究指導チームの下で、博士論文を作成する。

以上のような履修順序で教育課程を体系的に編成している。

(4) 教育研究分野と教育課程の関係

本研究科博士後期課程の教育研究分野は、本研究科（多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター、大学教育イノベーションセンターの各部局の所属教員が、本研究科に専任教員として参画）の専門分野を基に、5つの研究領域（系）——社会文化研究系、言語研究系、環海日本長崎学・アジア研究系、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系——を編成し、なかでも特に、社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の教員は「多文化社

会学特論Ⅰ」を担当して21世紀の「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」の基盤の形成に注力する。他方、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の教員は「多文化社会学特論Ⅱ」を担当して21世紀の「多文化社会的状況」における「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤の形成に注力する。その上で、研究指導チームの編成では、系を越えた学際的な指導教員構成を採用することで、研究科の複数の研究領域に跨る、バランスの取れた統合的・網羅的な構成を実現し、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、より一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養成し、ディプロマポリシーで謳う人材育成に必要な力を身につけさせる教育課程を保証している。

4 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成と基本的考え方

教員組織は、多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター、大学教育イノベーションセンターの各部局の所属教員が、本研究科博士後期課程に専任教員として参画することで編成され、各教員の教育負担は適切な水準にある。

本研究科博士後期課程は多文化社会学（人文社会科学系の学問体系）を反映して、専任教員の研究調査フィールドは、長崎・日本、アジア、環インド洋、アフリカ、ヨーロッパ等多様であり、主とする学問的ディシプリンも、政治学、法学、経済学、社会学、教育学、文化人類学、民俗学、歴史学、宗教学、思想史、哲学、文学、言語学等、多様である。また、本研究科博士後期課程の専任教員の約2割を占める外国人教員は、外国人留学生の存在とともに多文化状況を現出している。

(2) 教員の年齢構成

本研究科博士後期課程の専任教員 35 名のうち、教授が 16 名、准教授が 19 名である。専任教員の年齢構成については、完成年度の 3 月 31 日時点で、30~39 歳が 2 名、40~49 歳が 10 名、50~59 歳が 14 名、60~65 歳が 7 名、66 歳以上が 2 名となっており、教育研究水準の維持向上及び活性化にふさわしい構成となっている。なお、「核兵器廃絶・平和学系」については、専任教員 3 名のうち 2 名が 66 歳以上となるが、完成年度まで継続して雇用する。その後は後任補充を行う予定である。

(3) 教員組織と特色ある教育研究

従来の人文社会科学系は、専門的細分化の傾向と同時に、個人研究を重視する傾向を強く有しており、共同研究プロジェクトであっても実質的には個人研究の集成である場合が多かった。しかし、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題は、地球的規模のマクロな現象と地域のミクロな現象とが相互に影響し合う複雑な性格を持っており、従来の専門分野の壁を越えて多数の研究者が組織的に取り組むことによって初めて解明の道筋を見出しうるものである。

それゆえ、本研究科の理念を実現するためには、科学技術・学術審議会学術分科会「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について(報告)」で指摘されているように、研究面において、人文科学系と社会科学系の壁を越えた研究者の連携を実質化し、両領域の融合研究をより進展させていく必要がある。

本研究科は、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を試みる、まさしく多文化社会学の確立を通じたグローバルな知の創生に取り組むものである。このような学問的再編とその

更なる高度化を視野に入れ、本研究科博士後期課程の教員組織の編成に当たっては、理念を共有し、志の高い教員を学内から選抜し、土台となる学問分野の枠組みを設計し、共同研究の実施体制を構築している。

すなわち、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、修士課程において設定する5つの科目群を基盤とし、その専門性をなお一層深化させる5つの研究領域（系）に分けて教育組織を編成する。これにより、本研究科博士後期課程の教育と、教員が主体となって行う学際的研究プロジェクトとの有機的な連動によって、教育効果と研究成果の循環的で相互補完的な仕組みを恒常的に得ることができる。

なお、5つの研究領域（系）で養成する力と、各系を構成する教員が指導する主な専門分野は以下のとおり。

＜社会文化研究系＞

社会文化研究系では、共生の視点に立って、生命、精神、社会文化と、それに関わる社会、制度、組織、相互行為、構造、機能などの多様性を理解し、世界を、「出来事の生成と消滅の反復」と「出来事の物質化（制度化）」が構成する動的平衡及び差異体系として捉えるなかで、摩擦や衝突を超えた新たな秩序や文化の形成を探究していくことができる力を身につける。

本系において研究指導を行う教員は、教授4名、准教授3名の計7名である。文学、歴史及び自然・人間・文化に関連した専門分野に基づき「問題本質の見極め」の観点から指導を行う。

研究領域 (系)	研究指導の アプローチ	職位	指導する専門分野
社会文化 研究系	文学	教授	ヨーロッパ文学、文化社会学、文化表象論、ナラトロジー
		教授	英米・英語圏文学、文学一般、比較文学、外国語教育
	歴史	教授	フランス近世史、アンシアン・レジーム、治安、統治構造、社会史
		教授	美術史、美学・芸術諸学、芸術一般、博物館史、デザイン史
	自然・人間・ 文化	准教授	社会言語学、文化・宗教・社会意識、メディア、言語教育、音楽学
		准教授	文化人類学・民俗学、地域研究、社会学、アフリカ、地域間比較
		准教授	現代哲学、社会思想、自然・人間・文化の思想史、生の哲学

<言語研究系>

言語研究系では、社会の現実と問題が、言語・コミュニケーションから構成されることに基づき、相互理解の原理的解決の可能性を求めて、言語の固有性を、記号内容（意味や意図）と記号形式（音や動作）の統語性や、言語表現の使用による意図の共有から探究していくことができる力及び言語の適応的機能に関する思考・生成文法や、コミュニケーションによる社会構築の可能性、コミュニケーションの情報・伝達・理解の選択を支える非言語コミュニケーション及び非記号的コミュニケーションについて探究していくことができる力を身につける。

本系において研究指導を行う教員は、教授 2 名、准教授 3 名の計 5 名である。言語・コミュニケーションに関連した専門分野に基づき「問題本質の見極め」の観点から指導を行う。

研究領域 (系)	研究指導の アプローチ	職位	指導する専門分野
言語 研究系	言語・コ ミュニケーシ ョン	教授	実験音声学、統語論、語用論、比較言語学、方言学
		教授	英語学（特に、統語論・動詞意味論）、コーパス言語学、応用言語学
		准教授	語用論、談話研究、社会言語学、教授法、異文化間コミュニケーション
		准教授	英語学、生成統語論、理論言語学
		准教授	言語学、日本語学

<環海日本長崎学・アジア研究系>

環海日本長崎学・アジア研究系では、日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己一他者関係の理論的構築に必要な力を養成する。

具体的には、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、従来の文学部中心の日本研究とは異なる、トランス・ディシプリナリーな「環海日本長崎研究・アジア研究」を探究する力やオリエンタリズム的認識（自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」（ディスコース）に基づく近代学問の在り方に深く根差していること）を、理論・実証を通じて脱構築し、グローバリゼーションによる世界や学問の脱中心化と多中心化に注視しながら、21世紀の人文社会科学の前提となる、新たな自己-他者関係を探究する力を身につける。

本系において研究指導を行う教員は、教授 5 名、准教授 7 名の計 12 名である。文化財・文化遺産、環海日本及び移動に関連した専門分野に基づき「問題本質の見極め」の観点から指導を行う。

研究領域 (系)	研究指導の アプローチ	職位	指導する専門分野
環海日本 長崎学・ アジア研 究系	文化財・文 化遺産	教授	近世考古学, 水中考古学, 陶磁史, 海上交易史
		准教授	文化人類学・民俗学, 文化資源, 文化財・文化遺産, 観光
		准教授	人文地理学, 文化遺産, 記憶論
	環海日本	教授	方言学, 日本語学, 近世語, 文法学
		教授	日蘭交流史, 近世史, 史料研究, 外交史, 政治史
		准教授	日本文学, 思想史, 美術史
	移動	教授	人口・移住研究, マイノリティ, 芸能・芸術研究, 文化・宗教・社会意識, 国際社会・エスニシティ
		教授	社会学, 地域研究, アジア社会論
		准教授	東南アジア地域研究, 国際労働移動, トランスナショナル・コミュニティ
		准教授	家族社会学, 移民研究, 国際結婚, エスニシティ
		准教授	歴史社会学, トランスナショナリティ, 境界文化論, 歴史と記憶, 本国帰還者(中国帰国者), 多文化共生
		准教授	宗教学, 文化人類学・民俗学, 社会学, 地域研究(モンゴル)

<公共政策研究系>

公共政策研究系では、公共政策研究を通じてグローバルな公共的価値を形成するために必要な力を養成する。

具体的には、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を身につける。

本系において研究指導を行う教員は、教授3名、准教授5名の計8名である。政策及び教育に関連した専門分野に基づき「問題解決に向けた多様な解の提示」の観点から指導を行う。

研究領域 (系)	研究指導の アプローチ	職位	指導する専門分野
公共政策 研究系	政策	教授	国際公共政策, 国際政治学, 東アジア国際関係
		教授	公共政策, 国家論, 平和学, 政教分離
		教授	公共政策(子育て・子育ち環境), 特別支援教育, 臨床心理学
		准教授	EU法, 国際法, 国際経済法, 国際人権法, 国際機構論
		准教授	経済政策, 国際開発, 環境経済学, 持続可能システム
	教育	准教授	教育社会学, 学校から職業・社会への移行, 社会階層, ジェンダー, 地域間格差
		准教授	比較教育学, 教育社会学, 移民政策, 地域研究(ヨーロッパ), 子ども社会学
		准教授	教育行政, 教育経営

<核兵器廃絶・平和学系>

核兵器廃絶・平和学系では、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや原子力平和利用と核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現の探究に必要な力を身につける。

本系において研究指導を行う教員は、教授2名、准教授1名の計3名である。核・平和に関連した専門分野に基づき「問題解決に向けた多様な解の提示」の観点から指導を行う。

研究領域 (系)	研究指導の アプローチ	職位	指導する専門分野
核兵器廃絶・平和学系	核・平和	教授	原子力平和利用, 核軍縮・核不拡散, 核セキュリティ, エネルギー・環境, 科学技術と社会
		教授	核抑止, 核軍縮・不拡散, 軍備管理条約, 安全保障, 平和
		准教授	地域紛争論, 沖縄関係学, 比較政治学, 国際政治学, 日本政治史

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

多文化社会学研究科博士後期課程の教育方法、履修指導、研究指導は、多文化社会学のより高度なレベルでの洗練化を通じて、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することを目的としている。よって、以下のように(1) 博士後期課程のディプロマポリシー、(2) 教育方法及び履修方法、(3) 研究指導、(4) 教育課程と履修モデル、(5) 修了要件、(6) 学位論文の審査体制及び公表方法等、(7) 研究の倫理審査体制、等について運用・規定する。

(1) 本研究科博士後期課程のディプロマポリシー【資料4】【資料5】

1) ディプロマポリシー（本研究科博士後期課程共通の人材育成像）

本研究科博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させていることから、まず修士課程のディプロマポリシーについて説明する。

修士課程のディプロマポリシーは21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができるることである。

博士後期課程では、多文化社会学の更なる高度化において、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の確立が目指される。すなわち、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むだけではなく、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することが求められている。

したがって、博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程で得られた成果を踏まえつつ、その専門性をなお一層深化させて、卓越的かつ独創的な多文化社会学の専門家を養成するため、以下のとおり修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させた(1)の能力のほかに、博士後期課程で養成する人材に必要な能力である(2)及び(3)の能力で構成されている。

<ディプロマポリシー>

21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の(1)から(3)の能

力を有していること。

- (1) 以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力
 - ①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究
 - ②言語・非言語コミュニケーションを通した相互理解の原理的解決を目指す言語研究
 - ③日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己一他者関係を構築するアジア研究
 - ④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
 - ⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究
- (2) 人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」
- (3) 異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力

2) 教育方法、指導方法の修士課程との違いについて

詳細については後述するが、博士後期課程では、以下の3点において修士課程における教育方法、研究指導体制、研究指導方法を高度化し、多文化社会学のなお一層高度で卓越的なレベルでの修得を通じてディプロマポリシーの(1)から(3)の能力を養成する。

1点目は、多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法を修得するための教育方法である。修士課程では、「学問のプラクティス」科目として、5つの科目群（「グローバル・スタディーズ科目群」、「言語多様性科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「政策科学科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）の中で履修するが、履修方法としては、5つの科目群のうち、1つを選択することとしており、必ずしも5つの科目群全ての科目を履修するとは限らない。一方、博士後期課程では、修士課程の科目群を発展的に継承した5つの研究領域（系）の基盤的知識を、必修科目である「多文化社会学特論Ⅰ（社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の研究領域が中心）」と「多文化社会学特論Ⅱ（公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の研究領域が中心）」の受講により徹底的に修得することができる。

多文化社会学特論Ⅰでは、「社会文化研究系」の研究領域から、文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、民族・宗教・文化・国家の摩擦や対立等にみる存在や意味の多様性を明確にする力を身につけ、その上で、問題解決への多様な解の持続的更新を可能にする、独創的かつ卓越的な理論と方法及び選択の基盤を構築する力を養成する。

「言語研究系」の研究領域からは、言語を文法的・音声的特性、文化社会的規則や談話レベルの特性等から捉えることで、コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出等、言語が現実構成の基盤にあることの専門的理解を深めることのできる力を身につけ、その上で、独創的かつ卓越的な理論と方法及び相互理解の原理的解決の可能性を明確にするための力を身につける。

「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域からは、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、トランス・ディシプリナリーな環海日本長崎・アジア及び世界の実態と展望を明らかにする力を身につける。すなわち、環海日本長崎研究・アジア研究の独創的かつ卓越的な理論と方法として、オリエンタリズム的認識（自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」（ディスコース）に基づく近代学問の在り方に深く根差していること）を脱構築し、グローバリゼーションにおける世界や学問の脱中心化と多中心化の動向にも注視しながら、21世紀の学問の前提となる、新たな自己-他者関係を明らかにするための力を身につける。

多文化社会学特論Ⅱでは、「公共政策研究系」の研究領域から、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を養成する。

また、「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域からは、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究し、核軍縮・不拡散分野における、人道面・安全保障・経済等の問題についての専門的解決を図っていくことのできる力を養成する。

2点目は、研究指導チームの編成方法である。修士課程では、指導教員2名（主、副）体制としているが、博士後期課程では、主指導教員と副指導教員2名の3名からなる研究指導チーム体制とすることに加え、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、研究の手法や観点における学際性を担保する。学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は適宜、指導体制の見直しを行う。また、学生の研究テーマと各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とし、学生一人ひとりの研究内容に沿った学外アドバイザーを配置する。

3点目は、指導方法である。研究指導の方法について、修士課程では、指導教員（主・

副)の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身につけるとともに、週1回のゼミを通じて1年間の研究指導を行っている。博士後期課程では、1年次より在学年次に応じた3つの科目(研究演習I, 研究演習II及び研究指導)により研究指導をより高い水準で実施する。特に、「研究演習I」において、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養い、成果を「研究成果報告書I」にまとめさせる。「研究演習II」では、「研究演習I」の成果を更に発展させるなかで、研究計画の更新と、これに基づき、資料・データの収集、分析、考察を更に進めさせ、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るとともに、その中間的成果を「研究成果報告書II」にまとめせる。更に、「研究指導」では、「研究演習I」及び「研究演習II」で取り組んだ内容を踏まえ、先行研究の読解とその批判的検討の成果を更に発展させつつ、博士(学術)の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文の作成を指導する。各学年末には研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の学外連携機関の学外アドバイザーが参加する合同中間発表会を開催し、その学年1年間の研究内容の中間発表と議論を行うことで、研究の進捗状況を定期的に確認し、論文作成における手戻りを減らし、論文を計画的に作成することが可能となり、研究指導チーム間の相互チェック作用も期待できる。

(2) 教育方法及び履修方法【資料7】

1) 1年次

講義科目として、第1クオーターに「多文化社会学特論I」を、第2クオーターに「多文化社会学特論II」を履修し、本研究科博士後期課程が目指す人材育成像に必要不可欠な基盤的知識の徹底的な修得を行う。入学定員は3名であるため、少人数教育におけるきめ細かな指導を実施することができる。

「多文化社会学特論I」では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成する。

「多文化社会学特論II」では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する。すなわち、これら研究領域における研鑽を通じて、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題について、より独創的で卓越的な専門的解決を図っていく基盤的な力を養成することになる。

また、演習科目として、1年次通年で「研究演習Ⅰ」を履修する。「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」のうち、いずれかの研究領域（系）に基づいて研究課題にアプローチし、研究指導チームの指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施していく。研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保する。

具体的には、次の(1)～(5)の指導を行う。

- (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成する
- (2)研究計画に基づき、各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む
- (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う
- (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の学外連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
- (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

原則として研究指導チームとの個別指導が中心となるが、合同中間発表会などで他の学生の研究概要を共有することで、自らの研究の進捗状況を把握すると同時に研究の問題関心や方法、分析、予想される研究成果に関しての再検討が可能となる。

2) 2, 3年次

2年次通年で「研究演習Ⅱ」を履修する。「研究演習Ⅱ」では、「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで、研究指導チームからの指導を通じて、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」のなお一層の高度化を図りつつ、各自の研究を更に進めていく。

具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)～(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜、研究指導チームの体制の見直しを行う。

3年次通年で「研究指導」を履修する。「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、各系でディプロマポリシーにおいて定める能力の獲得を目指す。

3) 修士課程と連接した、多言語で実施可能な研究指導及び博士論文の執筆

海外の大学・研究機関、あるいはグローバル企業への就職等、本研究科博士後期課程修了生のキャリアパスを支援するため、修士課程と連接する形で、研究の分野や内容によっては、日本語・英語・中国語いずれかの言語による博士論文の執筆を可能とする。ただし、論文公聴会、学位審査委員会及び教授会の便宜に供するため、いずれの言語で執筆した場合でも日本語版及び英語版の要旨の提出を義務付ける。

また、研究指導の方法は演習形式による指導とし、演習の使用言語は、研究指導チームと学生が相談の上で、日本語・英語・中国語いずれかの言語を選択する。

例として、英文学に関する研究を行っている学生の場合は「英語」が博士論文の執筆及びゼミでの使用言語となり、言語学（特に中国語）に関する研究を行っている学生の場合は「中国語」が博士論文の執筆及びゼミでの使用言語となる。

(3) 研究指導【資料8】

本研究科博士後期課程の研究指導の特徴は、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなる学際的な研究指導チームを構築することである。その際、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる研究領域（系）から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保する。研究指導チームの体制については、その学生の研究テーマとともに教授会において審議・了承することで、研究指導体制の質の保証を行う。学生ごとの研究指導チームが研究計画作成を指導し、博士学位論文研究計画遂行のための研究指導を行う。

1) 研究指導チーム決定：1年次第1クオーター

学生は、入学前に主たる指導を希望する教員と面談等を行い、入学後の研究予定テーマ等について相談を終えていることを前提とし、入学時に研究テーマ及び主指導教員の希望を申請する。「研究演習I」の第1回目の授業において、学生と主指導教員が相談の上、学生の研究テーマを遂行するために必要な副指導教員2名の候補を選出し、教授会へ申請する。教授会は、学生の研究テーマと、主指導教員及び2名の副指導教員の研究領域・専門分野を勘案し、十分な研究指導体制となっているか審議し、研究指導チーム体制を承認する。

2) 博士論文研究計画の作成：1年次第1クオーター

教授会で研究指導チームの構成が了承された後、学生は各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的・意義・方法を明確にしつつ研究計画を作成する。研究計画は、各学年初めに更新する。

3) 合同中間発表会の実施：1年次末、2年次末

その学年 1 年間の研究内容の中間発表と議論を行う。発表会には、研究指導チームの教員に加えて研究科に所属する他の教員、学外連携機関の学外アドバイザーや学生が参加する。研究の進捗状況を定期的に確認することで、論文作成における手戻りを減らし、論文を計画的に作成することが可能となる。また、研究指導チーム間の相互チェック作用も期待できる。

学外アドバイザーは、原則として、1年次に教授会において研究指導チーム（主指導教員・副指導教員）を決定する際、併せて決定するものとする。教授会において学外アドバイザーの決定を行う際は、学生の研究テーマと、以下に示す各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザーベース候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とする。従って、学生の研究テーマによっては、学外アドバイザーを置かない場合もある。また、学生の研究計画の見直し等により、当初の研究テーマに変更が生じた場合、変更後の研究テーマに合致した学外アドバイザーの再選出も可能とする。

4) 博士論文予備審査：3年次 9～10月

学生は、予備審査のための予備審査用博士論文を所定の期日までに提出し、論文の適合性及び内容並びに論文受理の可否について審査を受ける。予備審査の過程で論文の修正を求められた学生は、研究指導チームの指導のもと修正を行う。

5) 博士論文本審査及び最終試験の実施：3年次第4クオーター

学生は、本審査用博士論文を所定の期日までに提出する。博士論文は、多文化社会学に関する内容で、新規性、創造性、普遍性、論証性などの高い学術的価値を有しており、博士論文の適合性として、提出された論文に審査制度の確立された学術雑誌に掲載又は掲載が決定された原著論文が 2 編以上含まれていることを審査基準とする。審査の過程で論文の修正を求められた学生は、研究指導チームの指導のもと修正を行う。なお、学生は本審査用博士論文を論文公聴会（公開）で発表し、本研究科教員等の質疑に答えなければならない。また、学位審査委員による最終試験では、博士論文の内容とそれについての理解及び多文化社会学についての知識をディプロマポリシーの観点から口頭又は筆答で審査を受ける。

6) 合否判定・修了認定（学位授与）：3年次 3月

学位審査委員は、博士論文審査及び最終試験の結果を教授会へ報告する。教授会は、学位審査委員からの報告に基づき、課程修了の可否及び論文審査の合否について議決し、その結果を学長に報告する。学長は、教授会の報告を受け、学生の博士後期課程の修了を認定し、博士（学術）の学位を授与する。

(4) 教育課程と履修モデル【資料9】

本研究科博士後期課程の教育研究分野は、本研究科（多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター、大学教育イノベーションセンターの各部局の所属教員が、本研究科に専任教員として参画）の専門分野を基に、5つの研究領域（系）——社会文化研究系、言語研究系、環海日本長崎学・アジア研究系、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系——を編成し、なかでも特に、社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の教員は「多文化社会学特論Ⅰ」を担当して21世紀の「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」の基盤の形成に注力する。他方、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の教員は「多文化社会学特論Ⅱ」を担当して21世紀の「多文化社会的状況」における「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤の形成に注力する。その上で、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」における研究指導チームの編成では、系を越えた学際的な指導教員構成を採用することで、研究科の複数の研究領域に跨る、バランスの取れた統合的・網羅的な構成を実現し、より一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養成し、ディプロマポリシーで謳う人材育成に必要な力を身につけさせる教育課程を保証している。

以下に履修モデルとして各系での学びの例を示す。なお、研究指導チームの構成については、前述のとおり副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、研究の手法や観点における学際性を担保する。

<履修モデル例①：社会文化研究系の場合>

社会文化研究系の概要
共生の視点に立って、生命、精神、社会文化と、それらに関わる社会、制度、組織、相互行為、構造、機能などの多様性を理解し、世界を、「出来事の生成と消滅の反復」と「出来事の物質化（制度化）」が構成する動的平衡及び差異体系として捉えるなかで、摩擦や衝突を超えた新たな秩序や文化の形成を探究する。
養成する人材
研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし ※以下のモデルは、世界と地域の一体的な創生に貢献する研究者のケース
研究テーマ（博士論文題目）
H. アーレントの「暴力論」からみるヘイト・スピーチの問題本質の解明
研究指導チームの構成
主指導教員：「社会文化研究系」専門分野が生の哲学の教員 副指導教員1：「環海日本長崎学・アジア研究系」専門分野が境界文化論の教員

副指導教員 21 「公共政策研究系」専門分野が国際人権法の教員

研究の概要

ヘイト・スピーチ研究では、その問題の所在よりも対策ばかりが注目されるが故に、かえって解決策をめぐる議論が硬直化している。法的・制度的観点からの問題解決に拘るのではなく、哲学・思想的観点からヘイト・スピーチを分析することによって、これまでの研究や議論で見落とされてきた部分を明らかにし、ヘイト・スピーチにおける問題の本質を明らかにする。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、社会文化研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。具体的には、主指導教員は「暴力」に関するヨーロッパ近代思想について生の哲学の観点から指導を行い、副指導教員1はトランサンショナリティの観点から境界文化についての指導を行い、副指導教員2はヘイト・スピーチに対するEUの法令、行政について国際人権法の観点から指導を行う。更に、市民活動・学校教育における取組について学外アドバイザー(ライデン大学)からの研究助言を得る。

<履修モデル例②：言語研究系の場合>

言語研究系の概要

社会の現実と問題が、言語・コミュニケーションから構成されることに基づき、相互理解の原理的解決の可能性を求めて、言語の固有性を、記号内容（意味や意図）と記号形式（音や動作）の統語性や、言語表現の使用による意図の共有から探究する。また、言語の適応的機能に関する思考・生成文法や、コミュニケーションによる社会構築の可能性、コミュニケーションの情報・伝達・理解の選択を支える非言語コミュニケーション及び非記号的コミュニケーションについて探究する。

養成する人材

研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし

※以下のモデルは、社会人の学びなおし（現職教員）のケース

研究テーマ（博士論文題目）

コーパス分析を中心とした中間構文の使用域とその本質について

研究指導チームの構成

主指導教員：「言語研究系」専門分野が英語学、応用言語学の教員

副指導教員 1：「言語研究系」専門分野が語用論の教員

副指導教員 2：「社会文化研究系」専門分野が社会言語学の教員

研究の概要

言語使用場面における意味の生成と理解を人間の言語能力の深層部分に求めると同時に、表層に反映された談話文やコミュニケーションパターンなどのコーパス分析を通して、言語及び言語コミュニケーションや非言語コミュニケーションの本質にせまる研究を行う。また、言語使用の場面と言語を使用する人々を取り巻く環境にも目を向けることによって、社会が抱える問題にも向き合い、その解決策を探究する。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、言語研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。具体的には、主指導教員は英語学（特に動詞意味論）、応用言語学の観点から指導を行い、副指導教員 1 コミュニケーションについて語用論、談話分析の観点から指導を行い、副指導教員 2 は意識と言語の関連を社会言語学の観点から指導を行う。

なお、本モデルにおける研究指導チームは言語学を専門とする教員のみで構成されているが、副指導教員 2 はドイツにおけるトルコ系移民や、トルコにおけるクルド人問題を取り上げ、社会的葛藤過程と言語行為との関係を、言語の社会記憶建設様式と迫害犠牲者の自己保存戦術に着目して、記憶と記憶に関連する現象の文脈から研究している点で他の教員と異なる性格を有していることから、本研究科博士後期課程においては、言語研究系ではなく社会文化研究系の教員として研究指導に携わることで学際性を担保している。

<履修モデル例③：環海日本長崎学・アジア研究系の場合>

環海日本長崎学・アジア研究系の概要

従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置付けなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その 1 つの拠点としての長崎という視点から、従来の文学部中心の日本研究とは異なる、トランス・ディシプリナリーな「環海日本長崎研究・アジア研究」を探究する。すなわち、オリエンタリズム的認識

(自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」(ディスコース)に基づく近代学問のあり方に深く根差していること)を、理論・実証を通じて脱構築し、グローバリゼーションによる世界や学問の脱中心化と多中心化に注視しながら、21世紀の人文社会科学の前提となる、新たな自己-他者関係を探究する。

養成する人材

研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし

※以下のモデルは、アジア研究・ジャパノロジーを専門とする研究者のケース

研究テーマ（博士論文題目）

中国・ミャンマー・タイの雲南ムスリムと日本におけるムスリムにみる共生の作法——21世紀グローバル世界の問題本質として

研究指導チームの構成

主指導教員：「環海日本長崎学・アジア研究系」専門分野がアジア社会論の教員

副指導教員1：「環海日本長崎学・アジア研究系」専門分野が東南アジア地域研究の教員

副指導教員2：「公共政策研究系」専門分野が移民政策の教員

研究の概要

今日、世界人口の4割をイスラーム教徒が占めている。信仰や民族を異にする人びとの共生は、21世紀グローバル社会の本質的な問題である。イスラーム教徒はいかなる共生の作法を実践しているのだろうか。また、こうした作法が機能的等価性をもって、他の文脈においても問題解決の道筋を示しうるためには、どのような条件が必要なのだろうか。中国雲南回族を事例に取り上げ、共生の作法に関する目的と手段を明らかにし、日本におけるムスリムに対してその文脈を越えた適用可能性を明らかにする。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、環海日本長崎学・アジア研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。具体的には、主指導教員は東アジアにおけるムスリムの共生の実態と課題についての指導を行い、副指導教員1

は東南アジアにおけるムスリムの共生の実態と課題について指導を行い、副指導教員 2 は社会におけるムスリムの移動と教育・家族・地域の問題についての指導を行う。更に、中国雲南回族の生成と発展に関する史料を東洋文庫や歴史民俗博物館でも閲覧・収集するとともに、東洋文庫及び歴史民俗博物館の学外アドバイザーとのディスカッションを通じて史料批判を行う。更に、2, 3 年次夏季休暇中に、博士論文作成に必要な現地資料を中国・ミャンマー・タイなどの海外フィールドワークを通じて収集する。

＜履修モデル例④：公共政策研究系の場合＞

公共政策研究系の概要
国際公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する。
養成する人材
研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし ※以下のモデルは、 <u>社会人の学びなおし（マスコミ関係）</u> のケース
研究テーマ（博士論文題目）
国際理論からみる東アジア地域秩序——多様なアクターの参画を通じた地域紛争解決に向けた試み
研究指導チームの構成
主指導教員：「公共政策研究系」専門分野が <u>国際政治学</u> の教員 副指導教員 1：「社会文化研究系」専門分野が <u>現代哲学</u> の教員 副指導教員 2：「核兵器廃絶・平和学系」専門分野が <u>比較政治学</u> の教員
研究の概要
東アジアの国際関係と地域秩序の変動にアプローチするため、既存の国際理論を存在論・認識論のレベルから再考することにより、固有の地域性とアジアの経験から導かれる普遍性の双方を厳密に議論する。超越論的・科学的思考だけに根拠づけられた近代進歩主義が限界を迎えるなか、国際政治学を核にした学際的な見地から、過去から現在に至る東アジアの歴史的な連續性と非連續性について考察し、生活世界的な思考をも取り入れた新たな政策構想のために必要な専門的知識の醸成を図る。
1 年次の「多文化社会学特論 I」及び「多文化社会学特論 II」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21 世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び

「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、公共政策研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を身につける。具体的には、主指導教員は国際関係論に基づく課題解決型のジャーナリズム養成のために国際公共政策の課題設定と設計について国際政治学の観点から指導を行い、副指導教員1は実践哲学の観点から政策過程における多様なアクターについて指導を行い、副指導教員2は地域紛争論の観点からグローバルな公共的価値の創生について指導を行う。更に、ヨーロッパとアジアとの比較の視点から、地域秩序の構築に関して学外アドバイザー（ライデン大学）とディスカッションを行う。

<履修モデル例⑤：核兵器廃絶・平和学系の場合>

核兵器廃絶・平和学系の概要

核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや原子力平和利用と核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究する。

養成する人材

研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし

※以下のモデルは、国際機関での勤務のケース

研究テーマ（博士論文題目）

北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ——人間の安全保障の確立に向けて

研究指導チームの構成

主指導教員：「核兵器廃絶・平和学系」専門分野が核抑止の教員

副指導教員1：「核兵器廃絶・平和学系」専門分野がエネルギー・環境の教員

副指導教員2：「公共政策研究系」専門分野が東アジア国際関係の教員

研究の概要

北東アジア非核化に密接に関係したいくつかの懸案の同時解決を図る上で、「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」の締結に向けた課題と展望を明らかにする。すなわち、(1) 朝鮮戦争の戦争状態の終結を宣言し、締約国の相互不可侵・友好・主権平等などを規定する宣言的条項の制定のための条件、(2) エネルギー資源へのアクセスにおける平等の権利と平和利用のための条件、(3) 北東アジア非核兵器地帯を設置するために必要な実務的条約締結のための条件、(4)

協定の確実な履行を保証し、地域の他の安全保障諸課題の協議にも開かれた常設の地域安全保障協議会を設置するための条件について、国際情勢の分析を踏まえつつ、明らかにする。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、核兵器廃絶・平和学系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を身につける。具体的には、主指導教員は軍備管理条約に基づく核廃絶に向けた取り組みについて指導を行い、副指導教員1はエネルギー資源への平等なアクセスを通じた安全保障の確立について指導を行い、副指導教員2は北東アジアの安全保障について人間の安全保障の観点から指導を行う。更に、核関連及び平和構築に関わる国際機関・国際NGO等にて、2,3年次夏季休暇中にインターンシップを行うと共に、学外アドバイザー(国際基督教大学)と北東アジアの安全保障体制に関するディスカッションを行う。

(5) 修了要件

学生は、3年以上在学し、修了要件である16単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査※及び最終試験に合格することによって本研究科博士後期課程を修了する。

※博士論文の審査基準は以下のとおりとする。

博士論文は、多文化社会学に関連する内容で、新規性、創造性、普遍性、論証性などの高い学術的価値を有していること。また、博士論文の適合性として、提出された論文に審査制度の確立された学術雑誌に掲載又は掲載が決定された原著論文が2編以上含まれていること。

(6) 学位論文の審査体制及び公表方法等

博士論文の作成については、研究指導チームが指導する。学生は指導を受けながら博士論文を作成し、指導教員の承認を得て研究科長へ提出する。なお、博士論文は日本語・英語・中国語いずれかの言語により執筆を可能としているが、いずれの言語で執筆した場合でも、日本語版及び英語版の要旨の提出を義務付けることとし、論文公聴会、学位審査委員会及び教授会の便宜に供することとする。

1) 予備審査の審査体制

学生ごとに、教授会において、研究指導チームの意見を参考に、予備審査委員会を設置する。委員会は主指導教員及び主指導教員以外の本研究科博士後期課程専任教員 2 名以上の計 3 名以上の委員で組織する。委員会に委員長を置き、主指導教員をもって充てる。委員長は、論文作成言語を用いて予備審査を実施できる能力を持つ者が任に当たる。また、委員長を除く委員のうち 1 名についても、論文作成言語を用いて予備審査を実施できる能力を持つ者が任に当たる。

なお、審査の公平性を担保するため、予備審査委員に 1 名以上は研究指導チーム以外の委員を充てることとしている。

予備審査委員会は、提出された予備審査用博士論文の適合性及び内容並びに論文受理の可否について審査を行い、審査結果を教授会へ報告する。教授会は、予備審査委員会からの報告に基づき、予備審査の合否について議決する。

2) 学位論文審査及び最終試験の審査体制

学生ごとに、教授会において、研究指導チームの意見を参考に、主査 1 名、副査 2 名以上の計 3 名以上の学位審査委員を研究科教授会構成員（研究指導担当適格者に限る。）から選出する。主査は、論文作成言語を用いて口頭試問及び最終試験を実施できる能力を持つ、原則として主指導教員以外の者が任に当たる。また、副査のうち 1 名についても、論文作成言語を用いて口頭試問及び最終試験を実施できる能力を持つ者が任に当たる。なお、審査の公平性を担保するため、学位審査委員に 1 名以上は研究指導チーム以外の委員を充てることとしている。また、本研究科博士後期課程を構成する教員の専門分野は多岐にわたるため、主指導教員の他に主査を選出することができない等のやむを得ない事由がある場合に限り、主指導教員が主査として審査を行うことを認める。

上記に加え、本学学位規則第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、学生の研究内容と、学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザーの研究分野を照らし合わせ、教授会が必要と認めた場合は、学外アドバイザーを学位審査委員の副査とすることができる。

学位審査委員は、提出された博士論文を審査するとともに、その論文内容及び専門分野に関する最終試験を非公開で行う。博士論文の審査に当たっては、論文公聴会において学生に発表を課し、質疑応答を行う。博士論文は、多文化社会学に関連する内容で、新規性、創造性、普遍性、論証性などの高い学術的価値を有しており、博士論文の適合性として、提出された論文に審査制度の確立された学術雑誌に掲載又は掲載が決定された原著論文が 2 編以上含まれていることを審査基準とする。

最終試験では、博士論文の内容とそれについての理解及び多文化社会学についての知識をディプロマポリシーの観点から口頭又は筆答で審査する。特にディプロマ

ポリシーの(2)「人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」」については、「社会文化研究系」、「言語研究系」又は「環海日本長崎学・アジア研究系」の学生は「問題本質を見極める能力」を持ち合わせているか、「公共政策研究系」又は「核兵器廃絶・平和学系」の学生は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」を持ち合わせているかを審査する。

学位審査委員は、博士論文審査及び最終試験の結果を教授会へ報告する。教授会は、学位審査委員からの報告に基づき、課程修了の可否及び論文審査の合否について議決し、その結果を学長に報告する。学長は、教授会の報告を受け、学生の博士後期課程の修了を認定し、博士（学術）の学位を授与する。

3) 博士論文の公表

博士論文の要旨と審査結果は、学位授与後3月以内にホームページ上で公表する。博士論文の全文については、原則、学位授与後1年以内に公開する。学位授与後3年を経過したものについては、原則として本学のアーカイブスNAOSITEに掲載する。

以上のように審査の厳格性及び透明性を確保している。

(7) 研究の倫理審査体制【資料10】

本研究科博士後期課程に倫理審査委員会を設置する。文部科学省、厚生労働省、日本学術振興会及び各学術学会の倫理指針に従って、日本語・英語・中国語いずれかの言語で作成された研究計画書とそれに関連した書類を審査する。学生及び指導教員に対する研究倫理教育の徹底のため、研究倫理に係る専門家を招き講演会を実施する。

倫理審査委員会において、倫理に違反していると判断した場合には、直ちに研究を中止するとともに、被害を調査し、適切に対処する。

6 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

多文化社会学研究科博士後期課程の教育・研究を支える校地は、本学の文教キャンパスである。文教キャンパスは六つの学部及び四つの研究科が設置され、全学部の教養教育が行われる等、本学における中心的なキャンパスであることから、附属図書館、保健・医療推進センター、食堂等の福利厚生施設が充実しており、本研究科博士後期課程が新設されても、既存の学部・研究科と共にできるだけの十分な施設が備えられている。

運動場については、文教キャンパス内に設置されているグラウンド(約 24,300 m²)、総合体育館(2,594 m²)及び補助体育館(862 m²)を主に使用する。このほか、文教キャンパスには、テニスコート、弓道場、ハンドボールコート、柔道場、剣道場、プール等が整備されている。

学生が休息するスペースは、学生会館内に共同談話室、食堂、喫茶室等が備えられている。

(2) 校舎等施設の整備計画

教室については、講義をするための中・小講義室、ゼミナール等を実施するための演習室を学生の動線にも十分に配慮して、まとまりのある施設として確保し整備している。これらの施設・設備は、本研究科博士後期課程の斬新かつ特色ある教育を展開するために、総合教育研究棟(専用 1,294 m²)を中心に次のように整備している。

① 講義室・演習室

- 中講義室(60~80名規模) 2室、小講義室(30~40名規模) 2室
- 演習室(10~15名規模) 13室

② パソコン室

学生の情報処理能力を高めるために、パソコン室(50~60名規模) 1室を本研究科の施設として備えている。授業のない時間帯は、本研究科の学生に自習室として開放する。

③ マルチメディア室

視聴覚教材の作成、フィールドワーク実習のデータ分析、演習・修了研究のデータ分析、Web サイトや Pod キャストを利用した学修成果の公開等のために、最新のメディア機器を備えた施設を整備している。

④ 教員研究室

本研究科の専任教員のための個人研究室として、専任教員 1 人につき 1 室(約 20 m²)を整備している。

このほか、教員の研究資料を保管する学術資料保管室、就職活動の支援を行う就職支援室、学生の相談に個別に対応するための学生相談室、管理運営を行うための研究科長室、小会議室、事務室等を本研究科の施設として整備している。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

ア 図書資料の整備計画について

本学の全蔵書（附属図書館登録分）は、図書約 1,029,000 冊、学術雑誌約 25,000 タイトル、視聴覚資料約 6,650 点を数え、そのうち図書については、文教キャンパスの中央図書館に約 595,000 冊、坂本キャンパスの医学分館に約 157,000 冊、片瀬キャンパスの経済学部分館に約 277,000 冊を所蔵している。また、本学の図書館では、約 30 種のデータベースや約 14,200 タイトルの電子ジャーナルを提供しており、大半のデータベースや電子ジャーナルは、学生を含め本学の構成員は、学外からのアクセスも可能となっている。現在、約 14,000 タイトルの電子ブックも、今後、随時拡充の予定である。

本学では、長年にわたる図書資料の体系的な収集整備により、本研究科博士後期課程の教育研究領域である人文科学及び社会科学に関する図書・学術雑誌類は充実している。

また、本学未所蔵の資料については、図書館間相互貸借システムを用いて、他大学図書館等に現物貸借及び文献複写の提供依頼を行うことで、蔵書整備を補完している。更には、国内のみならず海外の大学図書館等とも相互協力を果たしながら、学術資料を迅速に提供する環境を整えている。

イ 図書館の整備計画について

文教キャンパスの附属図書館（中央図書館）は、平成 24 年度に耐震補強及び改修を行い、平成 25 年 4 月に新規開館した。改修に当たっては、本学の教育改革に即した自学自習環境の整備とアクティブラーニング支援の強化を目的として、次の機能を設計に盛り込んだ。

(ア) 床面積（総面積約 6,281 m²）は、改修前と同様であるが、事務スペースの転用等により利用者スペースを拡張し、閲覧席数を 648 席から 815 席に増加させた。

(イ) ラーニングコモンズのコンセプトを導入し、館内を①グループワーク（討議・協同学習の場）、②パーソナルワーク（PC や書籍他各種媒体を駆使した個人学習の場）、③サイレント（静謐・思索の場）にゾーニングし、多様な学習形態に対応した。

[※ラーニングコモンズ：複数の学生の自学自習及びディスカッションの場]

(ウ) テラス（オープンデッキ）やラウンジを配して、利用環境の快適性と利便性にも配慮した。

- (イ) 学生発表会、セミナー、講演会等に利用できる開放的な多目的ルームと、貴重資料や教員、学生の活動成果等を展示するギャラリーを設置した。
- (オ) バリアフリーに配慮して、エントランスを2階から1階に移すとともに、利用者用エレベーターを新設した。
- (カ) 1階と2階にインターネット接続可能なPCを約40台配置している。また、全フロアに無線LANアクセスポイントを整備し、個人のPCからも学内外の情報へのアクセスが可能となっている。
- (キ) 図書収容能力（約580,000冊）は改修前と同様であるが、資料保存に適切な温度管理のため、書庫の空調設備と外壁の断熱性能を強化した。また、貴重書庫には専用の閲覧室を併設した。
- (ク) ソフトウェア面での研究・教育支援ツールとして、平成25年度よりディスカバリーサービス（複数の学術情報データベースを統合検索するツール）を導入した。

7 既設の学部との関係【資料2】

本研究科博士後期課程が目指す、多文化社会学を基底に据えた人材育成は、平成30年度に新設した多文化社会学研究科修士課程の発展的継承を視野に入れて取り組んでいくことになる。

設置の趣旨でも述べたとおり、修士課程では、学部での取り組みを継承しつつ、多文化社会学の更なる深化（超域的かつ俯瞰的な体系知をもつ〈学〉として成熟化）とその徹底した修得を通じて、人文社会科学系が本来有している「批判力」、「構想力」及び「実践力」など、学問的体系に基づいた問題解決力を十全に引き出すことを試みている。

新設する博士後期課程では、修士課程で身につけた多文化社会学の「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の統合と展開を更に進め、多文化社会学に基づく各研究領域での専門化と体系化をなお一層図ることで、研究者として自立できる独創的な知見と能力又は高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を養成する。すなわち、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」及び「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。

したがって、多文化社会学研究科修士課程の学年進行とも連動した形で、多文化社会学教育を重視する博士後期課程を設置することで、多文化社会学部の課題を発展的に継承し、その学術的な専門性と社会的な実践性をより一層高めていくことで、社会の更なる要請に応えていくことができると考える。

また、本研究科博士後期課程専任教員は多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター、大学教育イノベーションセンターから参画する全学的な協力体制が図られており、教育研究面での有機的な連携を通じて、既存の研究科で蓄積された資源を有効に活用するとともに、互恵的な関係のなかで双方の発展を図り、ひいては人文社会科学分野全体の発展に努めていく。

8 入学者選抜の概要

(1) 本研究科博士後期課程のアドミッションポリシー【資料4】

本研究科博士後期課程では、多文化社会学のための「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の統合と展開を更に進め、多文化社会学の更なる高度化と専門化をなお一層図ることで、研究者として自立できる独創的な知見と能力及び高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力をもった人材の育成を目的としている。その人材育成像は、以下のディプロマポリシーに集約している。

（ディプロマポリシー）

21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の(1)から(3)の能力を有していること。

(1) 以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力

- ①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究
- ②言語・非言語コミュニケーションを通した相互理解の原理的解決を目指す言語研究
- ③日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己一他者関係を構築するアジア研究
- ④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
- ⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究

(2) 人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じて、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」

(3) 異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力

したがって、本研究科博士後期課程のアドミッションポリシーでは、このような人材育成の基盤となる次のような資質を持った学生を選抜することを掲げている。

（アドミッションポリシー）

- ① 人文社会科学に関する素養と知識を持つ
- ② 21世紀社会の「多文化社会的状況」——非対称的で不均等な社会の在り方、不均衡な資源分配に伴うリスクの拡大、民族・宗教・文化・国家等の摩擦や対立などが、世界のなお一層の交叉・輻輳をともないつつ、複雑な諸問題を生み出している状況一一に対して、理解と共感を深めることができる

③ 広く世界のさまざまなバックグラウンドを持つ人々との交流とともに、地球社会の発展と幸福に貢献することに关心を持つ

こうしたアドミッションポリシーに照らし合わせて、入学する学生のバックグラウンドについては、多文化社会学研究科修士課程からの進学者、他の人文社会科学系大学院修士課程の修了者、様々な職種の社会人・外国人留学生等、多様なバックグラウンドを持つ者（社会と文化、日本・長崎・アジア、言語・コミュニケーション、公共政策、核兵器廃絶・平和に关心を持つ者）を想定している。

(2) 選抜方法

① 出願資格

修士の学位又は専門職学位を有する者及び入学前年度までに取得見込みの者又はそれと同等以上と研究科が判断した者を受験対象とする。

② 募集人員

3名（進学者選考、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試の合計）

③ 選抜区分

＜進学者選考＞

本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了予定で、本課程に進学を希望する者を対象とする。主に多文化社会学研究科修士課程修了予定者の受験を想定している。

＜社会人入試＞

入学時において企業等に正規職員として勤務し、所属長の許可を受けた者を対象とする。例えば現職教員やマスコミ関係、博物館や美術館等の学芸員・司書など幅広い職種の社会人の受験を想定している。

＜外国人留学生入試＞

日本国籍を有しない者（日本国永住許可を得ている者を除く。）を対象とする。ただし、日本の大学を卒業し更に日本の大学院を修了した者は除く。本研究科博士後期課程では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学を学べることから、特に外国人留学生は、本国の大学で日本学や日本語を専攻し、日本語のみならずリベラルアーツをある程度身につけている者の受験を想定している。

＜一般入試＞

上記入試区分の対象者以外の者を対象とする。特に、他大学の人文社会科学系大学院修士課程の修了者の受験を想定している。また、長崎の市民を中心に民間の学である「長崎学」が隆盛していることに鑑みて、本研究科博士後期課程では「環海日本長崎学・アジア研究系」を設け、博士の学位取得を目指した長崎研究の機会を提供する。

このほかにも、被ばく地長崎の地域性を踏まえた核兵器廃絶について学ぶことのできる「核兵器廃絶・平和学系」を設けており、これらの研究領域には、企業等をリタイアした地元市民の方が受験することも想定している。

④ 入学者選抜方法

進学者選考、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試の全選抜試験共通で、口述試験の成績により判断し、得点の高い順に合格者を決定する。なお、口述試験に当たっては、学生の資質を見極めるため、十分な口述試験時間を確保する。また、入学試験期間中に日本国外に滞在している者又は入学試験期間中に業務の都合により試験会場に来られない者について、インターネットを利用した口述試験を許可する場合がある。ただし、予め主たる指導を希望する教員に相談することを条件とする。なお、インターネットを利用した口述試験は、本学で定めている実施要項に基づき実施する。

- 口述試験（出願書類の内容審査を行う口頭試問）

口述試験では、研究計画書等の提出された書類に基づき、受験者に修士論文又はそれに代わる研究業績（特定の課題についての研究の成果：今までの研究成果を取りまとめた研究報告書等）、入学後の研究テーマ及び研究計画を説明させた後に、専門知識や研究遂行への関心・意欲、研究テーマ及び研究計画に関する概要や独自性、新規性等に対する質疑応答を行う（アドミッションポリシーの①及び②を判断）。また、各学生の研究課題で求められる語学力、講義科目の受講に必要な日本語能力及び人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケーション能力の評価を行う（アドミッションポリシーの③を判断）。なお、講義を日本語で受講できる水準の日本語能力は、日本語能力試験のN1レベル程度が目安であるが、求められる日本語能力は口述試験における受験者の発表や諮問等を通じて測ることとしている。配点は200点とする。

口述試験実施にあたり出願者に提出を求める書類は以下のとおりである。

- 研究計画書（研究テーマ、志望理由、研究計画/関心領域の概要を記載したもの）
- 修了（見込）証明書、成績証明書（最終学歴のみ）
- 研究業績調書（修士論文又はそれに準じるもの、学位論文、学術論文、研究報告、学会発表、特許等の実績を記載したもの）
- 研究（業務）等の概要（研究業績調書に記載した業績又は研究に関する職務経歴について詳述したもの）
- 研究業績に関連した論文の別刷（研究業績調書に記載した業績に関連したもの）
- 語学能力（英語・日本語）を証明できるもの（提出任意、IELTS, TOEFL, 日本語能力試験等）

9 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

社会人の生涯学習ニーズ等に応えるため、社会人学生に対して、大学院設置基準第 14 条「教育方法の特例」を適用し、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことで学びやすさに配慮する。詳細は以下のとおりである。

(1) 修業年限

修業年限は 3 年とする。ただし、職業を有している等、14 条特例適用学生の個別の事情により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを学生が希望すれば、計画的な履修を認める。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

14 条特例適用学生の個別の事情を勘案し、研究指導チームによる指導の下、履修計画を立てるとともに、必要に応じて夜間又は休日に研究指導を行う。

なお、様々なバックグラウンドを持つ社会人学生に対し研究に必要な知識を獲得させるため、必要に応じ本研究科修士課程の「学問のエレメンツ」科目の聴講を推奨することがある。

(3) 授業の実施方法

講義科目である「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」について、社会人学生の業務等の都合により通常の開講時間帯に出席できない場合は、社会人学生が出席可能な夜間又は土日に開講時間帯を変更する。演習科目である「研究指導Ⅰ」、「研究指導Ⅱ」及び「研究指導」については、研究指導チームとの相談により演習の開講時間帯を決定する。

(4) 教員の負担の程度

入学定員 3 名に対して 35 名の専任教員を配置し、学生の研究指導に対しても 3 名からなる研究指導チームとして対応することから、研究科として特定の教員に過度な負担が生じることのない体制となっている。これに加えて、学部教育も担当する専任教員がいることから、既設学部の授業担当の見直しや担当時間数の調整等により、学部及び研究科全体としても過度の負担が生じないよう留意する。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館は、通常期の平日は 8 時 30 分から 22 時まで、土曜・日曜は 10 時から 17 時まで、休業期の平日は 8 時 30 分から 17 時まで、土曜・日曜は 10 時から 17 時まで開館している。情報処理施設である ICT 基盤センターは平日 9 時から 17 時 30 分まで

開館している。時間外においても、総合教育研究棟に多文化社会学研究科の共用パソコンを設置しており、自由に利用することができる。食堂、書籍販売等の福利施設も大学構内にて営業されている。

(6) 入学者選抜の概要

① 出願資格

修士の学位又は専門職学位を有する者及び入学前年度までに取得見込みの者又はそれと同等以上と研究科が判断した者を受験対象とする。

② 募集人員

3名（進学者選考、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試の合計）

③ 選抜区分

<進学者選考>

本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了予定で、本課程に進学を希望する者を対象とする。主に多文化社会学研究科修士課程修了予定者の受験を想定している。

<社会人入試>

入学時において企業等に正規職員として勤務し、所属長の許可を受けた者を対象とする。例えば現職教員やマスコミ関係、博物館や美術館等の学芸員・司書など幅広い職種の社会人の受験を想定している。

<外国人留学生入試>

日本国籍を有しない者（日本国永住許可を得ている者を除く。）を対象とする。ただし、日本の大学を卒業し更に日本の大学院を修了した者は除く。本研究科博士後期課程では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学を学べることから、特に外国人留学生は、本国の大学で日本学や日本語を専攻し、日本語のみならずリベラルアーツをある程度身につけている者の受験を想定している。

<一般入試>

上記入試区分の対象者以外の者を対象とする。特に、他大学の人文社会科学系大学院修士課程の修了者の受験を想定している。また、長崎の市民を中心に民間の学である「長崎学」が隆盛していることに鑑みて、本研究科博士後期課程では「環海日本長崎学・アジア研究系」を設け、博士の学位取得を目指した長崎研究の機会を提供する。このほかにも、被ばく地長崎の地域性を踏まえた核兵器廃絶について学ぶことのできる「核兵器廃絶・平和学系」を設けており、これらの研究領域には、企業等をリタイアした地元市民の方が受験することも想定している。

④ 入学者選抜方法

進学者選考、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試の全選抜試験共通で、口述試験の成績により判断し、得点の高い順に合格者を決定する。なお、口述試験に当たっては、学生の資質を見極めるため、十分な口述試験時間を確保する。また、入学試験期間中に日本国外に滞在している者又は入学試験期間中に業務の都合により試験会場に来られない者について、インターネットを利用した口述試験を許可する場合がある。ただし、予め主たる指導を希望する教員に相談することを条件とする。なお、インターネットを利用した口述試験は、本学で定めている実施要項に基づき実施する。

- ・口述試験（出願書類の内容審査を行う口頭試問）

口述試験では、研究計画書等の提出された書類に基づき、受験者に修士論文又はそれに代わる研究業績（特定の課題についての研究の成果：今までの研究成果を取りまとめた研究報告書等）、入学後の研究テーマ及び研究計画を説明させた後に、専門知識や研究遂行への関心・意欲、研究テーマ及び研究計画に関する概要や独自性、新規性等に対する質疑応答を行う（アドミッションポリシーの①及び②を判断）。また、各学生の研究課題で求められる語学力、講義科目の受講に必要な日本語能力及び人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケーション能力の評価を行う（アドミッションポリシーの③を判断）。なお、講義を日本語で受講できる水準の日本語能力は、日本語能力試験のN1レベル程度が目安であるが、求められる日本語能力は口述試験における受験者の発表や諮問等を通じて測ることとしている。配点は200点とする。

口述試験実施にあたり出願者に提出を求める書類は以下のとおりである。

- ・研究計画書（研究テーマ、志望理由、研究計画/関心領域の概要を記載したもの）
- ・修了（見込）証明書、成績証明書（最終学歴のみ）
- ・研究業績調書（修士論文又はそれに準じるもの、学位論文、学術論文、研究報告、学会発表、特許等の実績を記載したもの）
- ・研究（業務）等の概要（研究業績調書に記載した業績又は研究に関する職務経歴について詳述したもの）
- ・研究業績に関連した論文の別刷（研究業績調書に記載した業績に関連したもの）
- ・語学能力（英語・日本語）を証明できるもの（提出任意、IELTS, TOEFL, 日本語能力試験等）

(7) 必要とされる分野であること

急速にグローバル化が進む現代社会において、「多文化社会的状況」は今後一層顕在化することが予想される。そのため、「多文化社会的状況」における諸問題に対して、多様性の尊重と、他者への理解や共感を基本的なマインドとし、その上で、多文化社

会学のなお一層高度化された専門性の修得を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」がもたらす諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」に必要な能力を更に深化させ、その上で、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた人材の需要は今後ますます増加するものと考える。すなわち、進学者や留学生のみならず、産業界等において実際に多文化社会的状況における諸問題に直面している社会人にとっても継続した需要が存在する分野である。

詳細については「学生確保の見通し等を記載した書類」にて記載するが、社会人を対象としたアンケート調査では24名が本研究科博士後期課程への進学に非常に興味があるとしていること、企業・団体等を対象としたアンケート調査では、美術館、博物館及び海外展開しているコンサル会社等から社員又は職員に本研究科博士後期課程での就学を推奨すると回答した企業等があることなどからもその必要性を確認することができる。

(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

本研究科の専任教員のほとんどが学部教育も担当する。そのため、14条特例適用学生の個別の事情から生じる時間割の変更や夜間又は休日の研究指導等による教員の負担増が予想されるため、既設学部の授業担当の見直しや担当時間数の調整を行い、教員の負担が過度にならないよう整備する。

10 管理運営の考え方

(1) 学長主導のガバナンス体制

本学は、先進的な教育課程を実現するとともに、世界をリードしている新興感染症研究、被ばく医療研究を始めとする卓越した研究拠点の構築やグローバル化する社会の要請に応えるべく、国際水準の教育、キャンパスの国際化、日本人学生の留学の飛躍的拡大の実現に向けた戦略的かつ包括的な教育改革を推進し、地域の課題を掘り下げる能力と、多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材の育成を目標に、学長のリーダーシップに基づく部局ガバナンスを実現することを目指している。

本研究科博士後期課程においては、教授会が主導する従来型の運営を見直し、学長が指名する研究科長がイニシアティブを十分に発揮できる研究科ガバナンスを実現することにより、迅速かつ効果的な運営が可能となる体制を構築する。

(2) 組織

ア 運営会議及び教授会

本研究科博士後期課程の教育・研究、管理及び運営は、運営会議及び教授会が行う。

運営会議は、研究科長（議長）及び学長が指名する理事を中心に、研究科長指名の副研究科長、常置委員会委員長等により組織され、研究科ガバナンスの中核となる。

教授会の審議事項は、教学事項に限定し、人事、予算その他研究科運営事項に関しては運営会議で審議し、決定する。

教授会は、全ての専任教員（教授及び准教授）により組織され、定例で開催する。

イ 常置委員会

本研究科の日常的な業務を円滑に処理するため、総務委員会、教務委員会、入試委員会、広報委員会、国際交流委員会等の常置委員会を置く。

(3) 事務組織

本研究科の事務処理は、多文化社会学研究科事務室において行う。

(4) 管理運営

本研究科の研究科長は、学長が選考し、任命する。

研究科長のイニシアティブによる研究科ガバナンスを円滑に行うため、研究科長の業務を補佐・支援する研究科長指名の副研究科長1名を置く。

11 自己点検・評価

(1) 全学的実施体制

本学の組織評価については、国立大学法人長崎大学基本規則第31条の規定に基づき「計画・評価本部」を置き実施することを定め、計画・評価本部規則において任務、組織等を定めている。

計画・評価本部は、中期目標・中期計画・年度計画の案の作成はもとより、国立大学法人評価委員会が行う本学の評価（以下「法人評価」という）及び大学機関別認証評価（以下「認証評価」という）への対応に関する業務を行うことを任務とする。同本部は、学長を本部長として、理事、副学長、事務局長及び事務局の各部長から構成される組織であり、幅広い評価項目、基準・観点等に対応できる実施体制を実現している。更に、評価等の業務を行うに当たっては、必要に応じ、全学委員会、事務局各課等を活用できるようになっている。本学は、月3回程度学長・副学長会議を開催し、学長のリーダーシップの下、機動性のある組織運営を行っているが、学長・副学長会議の構成員が計画・評価本部の構成員を兼務することで、状況に応じ柔軟かつ迅速な対応が可能になっているところが特徴的である。

(2) 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

本学では、法人化後、法人評価[第一期／H16～21、第二期／H22～27]及び認証評価[H26年度受審]について、それぞれの評価基準等により本学における点検及び評価に関する規則（以下「点検・評価に関する規則」という）第3条に基づき、自己点検・評価を実施してきた。

評価結果については、計画・評価本部会議において報告し、改善点等については学長から担当の理事又は副学長に対し指示するとともに、改善報告を求めることにより、教育研究の水準及び質の向上に努めている。更に、評価結果は本学の公式ホームページで公表するとともに、同本部のホームページにおいてもこれまでに実施した全ての評価の結果を併せて公表している。部局等では組織評価として、点検・評価に関する規則第4条に基づき、自ら定める評価基準等により、自己点検・評価を実施する他、第三者評価又は外部評価を行うことを定めている。また、教員個人の教育、研究、社会貢献及び大学運営の4領域に関する活動を客観的評価基準により評価し、その結果をインセンティブに用いている部局もある。

本研究科では、組織評価については、評価委員会を中心に自己点検・評価を行うとともに、外部委員から成る外部評価委員会による外部評価を行う。それらの評価結果は報告書及び本研究科のホームページで公表する。教員の個人評価については、教員個人の教育、研究、社会貢献及び大学運営の4領域に関する活動を客観的評価基準により評価し、その結果をインセンティブに用いる。

12 情報の公表

(1) 大学としての情報提供

本学では、大学のホームページを設けており、大学の理念と中期目標や中期計画等の大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公開している。具体的な公表項目の内容等と公開しているホームページアドレスは以下のとおりである。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
 - ② 3つのポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）に関するこ
 - ③ 教育研究上の基本組織に関するこ
 - ④ 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関するこ
 - ⑤ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に
 - 関するこ
 - ⑥ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ
 - ⑦ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ
 - ⑧ 校地、校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関するこ
 - ⑨ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関するこ
 - ⑩ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ
 - ⑪ 取得できる教員免許状等の教職課程に関するこ
- (①～⑪) : <http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/index.html>
- ⑫ その他
 - (a)長崎大学規則集
(<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/rule/index.html>)
 - (b)設置計画書・設置計画履行状況報告書等
(<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/index.html>)
 - (c)評価及び監査に関する資料
(<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/index.html>)

(2) 多文化社会学研究科としての情報提供

本研究科の教育研究活動は、大学及び既設の本研究科ホームページに掲載する。また、上記の自己点検・評価報告書や、外部評価による評価結果を公開（長崎大学計画・評価本部ホームページ（URL:<http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/>））する。更に、研究科単位の広報パンフレットを作成し、本研究科博士後期課程のカリキュラム上の特色や教育研究活動等に関する情報を公開する。また、文部科学省への意見伺い等の内容については、ホームページに掲載する。

13 教員の資質の維持向上の方策

(1) 長崎大学の取組

① 全学教務委員会大学院専門部会（委員長及び部会長は教学担当理事）の下、教育改革の現状の把握、改革内容の検討、改革方針の確立等の教育改革を不断に進めていく体制を整えている。

また、学内共同教育研究施設の一つとして、教学担当理事がセンター長を務める大学教育イノベーションセンターが設置され、全学教務委員会のシンクタンクとしての役割を果たしている。同センターには、アドミッション部門、学士課程教育部門、教育改善部門及び教学 IR 部門が置かれ、教育改善部門は授業評価の在り方を研究するとともに、評価・FD 教育改善専門部会（部会長は教学担当理事）と緊密な連携を図りながら授業内容の改善に資する全学 FD の企画・立案に当たっている。

② FD に出席した教員には修了証を与える等、教職員の意識変革を促し主体的に教育改革に取り組む体制も整えており、FD への出席状況を教員評価の評価項目の 1 つにしている部局もある。

③ 学生の学修改善、授業担当教員の授業改善、大学全体の教育改善に役立てることを目的に、「授業アンケート」（平成 28 年度までは「学生による授業評価」の名称）を実施しており、集計結果は学内に公開している。

④ 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能の習得を目的として、放送大学利用職員研修や英語研修等の SD を実施している。

(2) 多文化社会学研究科の取組

本研究科における授業内容の改善を含む教育改革は、研究科長のイニシアティブによる研究科ガバナンスの下、研究科の常置委員会である教務委員会の主導により、不斷に推進する。

本研究科の基本理念及びディプロマポリシーに基づき有為な人材を社会に提供するために、教員の資質を向上させるとともに不斷にカリキュラムを改善する。

具体的には、学生による授業評価を定期的に行い、評価結果を活用し、教育内容の質的向上や双方向的な教育方法の推進等の教育改善を図る。また、教員の資質向上のために、ライデン大学等の国内外教育研究機関との教員や教材の交流・交換等を活発に行い、教員のレベルやカリキュラム内容の向上に努める等の FD を実施する。

資 料 目 次

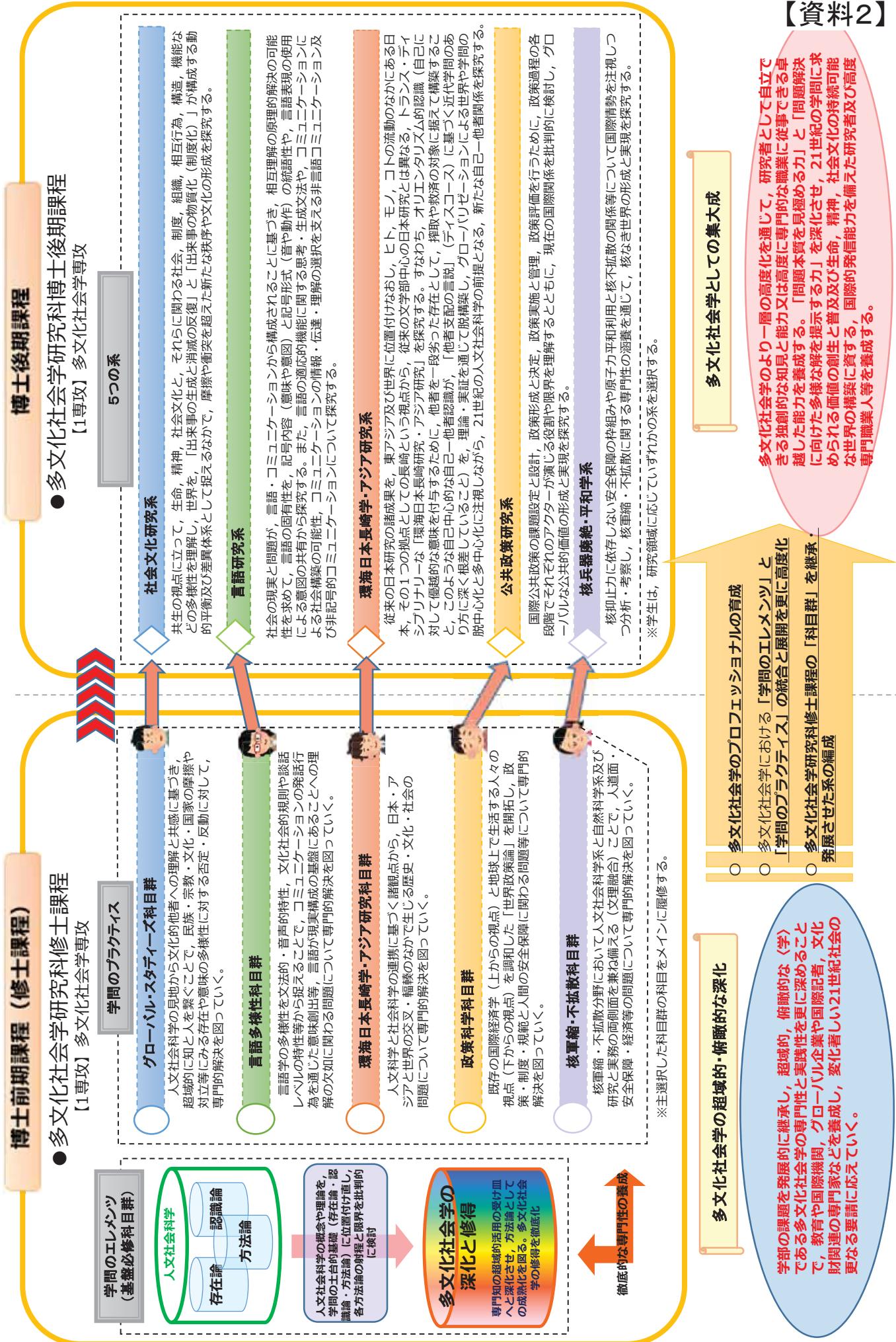
- 資料 1 多文化社会学研究科博士後期課程の基本構想
- 資料 2 既設の修士課程からの進学の流れ
- 資料 3 多文化社会学研究科博士後期課程の特徴
- 資料 4 ディプロマポリシー, カリキュラムポリシー, アドミッションポリシー
- 資料 5 修士課程と博士後期課程のディプロマポリシーの比較
- 資料 6 学外アドバイザーについて
- 資料 7 カリキュラムマップ
- 資料 8 研究活動の流れ
- 資料 9 履修モデル
- 資料 10 研究の倫理審査に関する規定

多文化社会学研究科博士後期課程の基本構想

【論文1】

設置時期	2020年 4月	
研究科・専攻名	多文化社会学研究科 多文化社会学専攻（博士後期課程） Graduate School of Global Humanities and Social Sciences	
概要	<p>長崎大学は平成30年4月に多文化社会学研究科修士課程を設置し、21世紀の「多文化社会的状況」——文化と、政治・経済・社会・科学・技術などとの諸現象などが錯綜するなかで、社会の諸問題は超域的に形成されており、既存の学問的分業では十分に対応しきれない状況への取り組みとして、「<u>多文化社会的状況</u>」における以下①～⑤の諸問題の「<u>発見・説明・予測・解決の道筋の提示</u>」に取り組むことのできる人材を育成している。特に、「学問のエレメンツ」（基盤必修科目群）では、人文社会科学の概念や理論を学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に位置付け直し、各方法論の射程と限界の批判的検討を試みる。これにより修得した多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な体系知に基づいて、「学問のプラクティス」（①～⑤の諸問題に対応する形で設けた科目群）では、各学問領域の専門性の養成を行っている。</p> <p>①民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立とその背景にある存在や意味の多様性に対する否定や反動の問題（<u>グローバル・スタディーズ科目群</u>） ②不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障に関する問題（<u>政策科学科目群</u>） ③日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題（<u>環海日本長崎学・アジア研究科目群</u>） ④コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出やルール革新等、言語が現実構成の基盤にあることの理解の欠如に関わる問題（<u>言語多様性科目群</u>） ⑤軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等の問題（<u>核軍縮・不拡散科目群</u>）</p> <p>※括弧内は多文化社会学研究科修士課程における科目群名</p>	
学位名称	博士（学術）（英語表記 Doctor of Philosophy）	
入学定員	3名	<p>【根拠】・平成30年4月開設の大学院多文化社会学研究科修士課程修了者 　　・他の人文社会系大学院修士課程修了者 　　・社会と文化、日本・長崎・アジア、言語・コミュニケーション、公共政策、核兵器廃絶・平和に关心を持つ留学生、社会人</p>

既設の修士課程からの進学の流れ



① 多文化社会学の更なる高度化と専門化を図り、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成

多文化社会学のなお一層高度化された専門性の修得を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」がもたらす諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」に必要な能力を更に深化させ、その上で、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。

② 長崎・アジアの経験と理論の往還による、地球社会のインター・ローカル・リレーションシップに基づく「世界と地域」の一体的な創生

グローバルとローカルの有機的連関のなかで、長崎が文化的歴史的にインター・ローカル・リレーションシップの重要な結節点を占めることへの自覚に基づきながら、相即不離の關係にある「世界と地域」の一体的な創生に向けて更なる歩みを進める。この「世界と地域」の一体的研究領域（社会文化研究系、言語研究系、環海日本長崎学・アジア研究系、公共政策研究系、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系）において修得する、多文化社会学に関する高度に基づき、21世紀社会の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を持つた人材と「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を持った人材を養成する。また、シーボルトが持ち帰った文物が所蔵されているライデン大学や、日本の考古学、歴史、民俗を総合的に研究・展示する国立歴史民俗博物館など、国内外研究機関との包括連携に基づく教育・研究リソースをオプションとして広範囲に渡って活用する。

③ 被爆地としての歴史的経験や記憶等を背景にした、核兵器廃絶をメインに掲げる国内唯一の研究の場を提供

本学が設置している核兵器廃絶研究センターの教員による研究指導を中心にして、国内唯一の、核兵器廃絶をメインに掲げた平和に関する理論的実践的研究を実施する。

多文化社会学研究科博士後期課程の3ポリシー

ディプロマポリシー

21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の（1）から（3）の能力を有していること。

(1)以下のいづれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力

①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究
②言語・非言語コミュニケーションを通した相互理解の原理的解決を目指す言語研究
③日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己－他者関係を構築するアジア研究
④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究

(2)人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤のかつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」

(3)異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力
異なる職業に従事することができる卓越した能力

カリキュラムポリシー

5つの系から多様な専門分野で構成される研究指導チームが構成され、多角的な視野に基づく研究指導を通じて、多文化社会学の独創的な知見や卓越した能力を修得する。

- 基盤のかつ汎用性を持つた多文化社会学の、より高度で独創的な知と方法を修得するため、社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の見地から「多文化社会的状況」への「問題本質を見極める力」の基盤を形成し、公政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の見地から新たな知と価値の創生につながる「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する講義科目を編成する。
- 各自の研究テーマの目的・意義・方法を明確化し、「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るために演習科目を編成する。
- 演習科目の履修で得た研究成果に基づき、更なる分析と考察を進めるなかで、博士論文を作成するために研究指導を実施する。

アドミッションポリシー

多文化社会学専攻は、入学者に以下の学力・能力、資質・素養を求める。

- 人文社会科学に関する素養と知識を持つ。
- 21世紀社会の「多文化社会的状況」——非対称的で不均等な社会の在り方、不均衡な資源分配に伴うリスクの拡大、民族・宗教・文化・国家等の摩擦や対立などが、世界のなお一層の交叉・転換をともないつつ、複雑な諸問題を生み出している状況——に対して、理解と共感を深めることができる。
- 広く世界のさまざまなバックグラウンドを持つ人々との交流とともに、地球社会の発展と幸福に貢献することに関心を持つ。

修士課程と博士後期課程のディプロマポリシーの比較

修士課程のディプロマポリシー

- 多文化社会学研究科修士課程
[1専攻] 多文化社会学専攻

次の能力を有していること。

修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させる（修士課程で得られた成果を踏まえつつ、その専門性をなお一層深化）

21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、文化的な他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知のを超域的に繋ぎつつ、多文化社会学の発見・説明・予測・解決に取り組むことができること

継承・
発展

博士後期課程のディプロマポリシー

- 多文化社会学研究科博士後期課程

[1専攻] 多文化社会学専攻
21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の（1）から（3）の能力を有していること。

修士課程で得られた成果を踏まえつつ、その専門性をなお一層深化）

（1）以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力
①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究
②言語・非言語コミュニケーションを通した相互理解の原理的解説を目指す言語研究
③日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己—他者関係を構築するアジア研究
④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究

博士後期課程で養成する人材に必要な能力 ※（1）の能力を除く

（2）人文社会系の再編を通じた多文化社会学の基礎的かつ汎用性を持つた知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」

（3）異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力

博士後期課程のディプロマポリシーは（1）の能力のほかに、博士後期課程で養成する人材に必要な能力である（2）及び（3）の能力の3つの能力で構成。

学外アドバイザーについて

学外連携機関と連携する研究分野

ライデン大学（オランダ）



日蘭史やジャパノロジー
など日本学・長崎学・アジア研究

学外アドバイザーの役割

- 各学年末に実施される「合同中間発表会」にオブザーバーとして参加する。

- 学位審査委員の副査として、「論文公聴会」での口頭試問や論文審査を行う。
- 適宜、講演者として招き、学生に対して研究内容等の講演を実施する。

学外アドバイザー選出方法

本学（本研究科）と包括連携協定を締結し、学生に対する教育及び研究に関する連携・協力への合意がある機関から選出する。

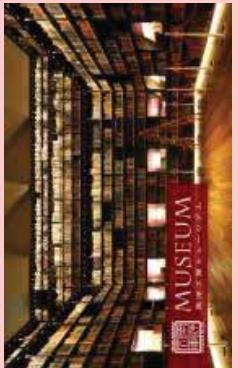
学外アドバイザーは、原則として、1年次に教授会において研究指導チーム（主指導教員・副指導教員）を決定する際、併せて決定するものとする。教授会において学外アドバイザーの決定を行う際は、学生の研究テーマと、以下に示す各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とする。従つて、学生の研究テーマによつては、学外アドバイザーを置かない場合もある。また、学生の研究計画の見直し等により、当初の研究テーマに変更が生じた場合、変更後の研究テーマに合致した学外アドバイザーの再選出も可能とする。

国際基督教大学



平和学や公政策研究分野

公益財団法人 東洋文庫



社会文化研究・言語研究
や日本学・長崎学・アジア研究において、特に歴史学の分野

国立歴史民俗博物館



社会文化研究や日本学・長崎学・アジア研究において、特に歴史学・民俗学・総合資料学の分野

多文化社会学研究科博士後期課程カリキュラムマップ

想定される出口

研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会への学びなおし

修了要件：16単位

博士論文審査プロセス

演習科目（12単位・必修）

講義科目（4単位・必修）

継続して実施

- ・センター制度によるホール・モデル育成
- ・教員公募書類や研究費の申請書書き方セミナー
- ・研究成果報告支援

【修士】

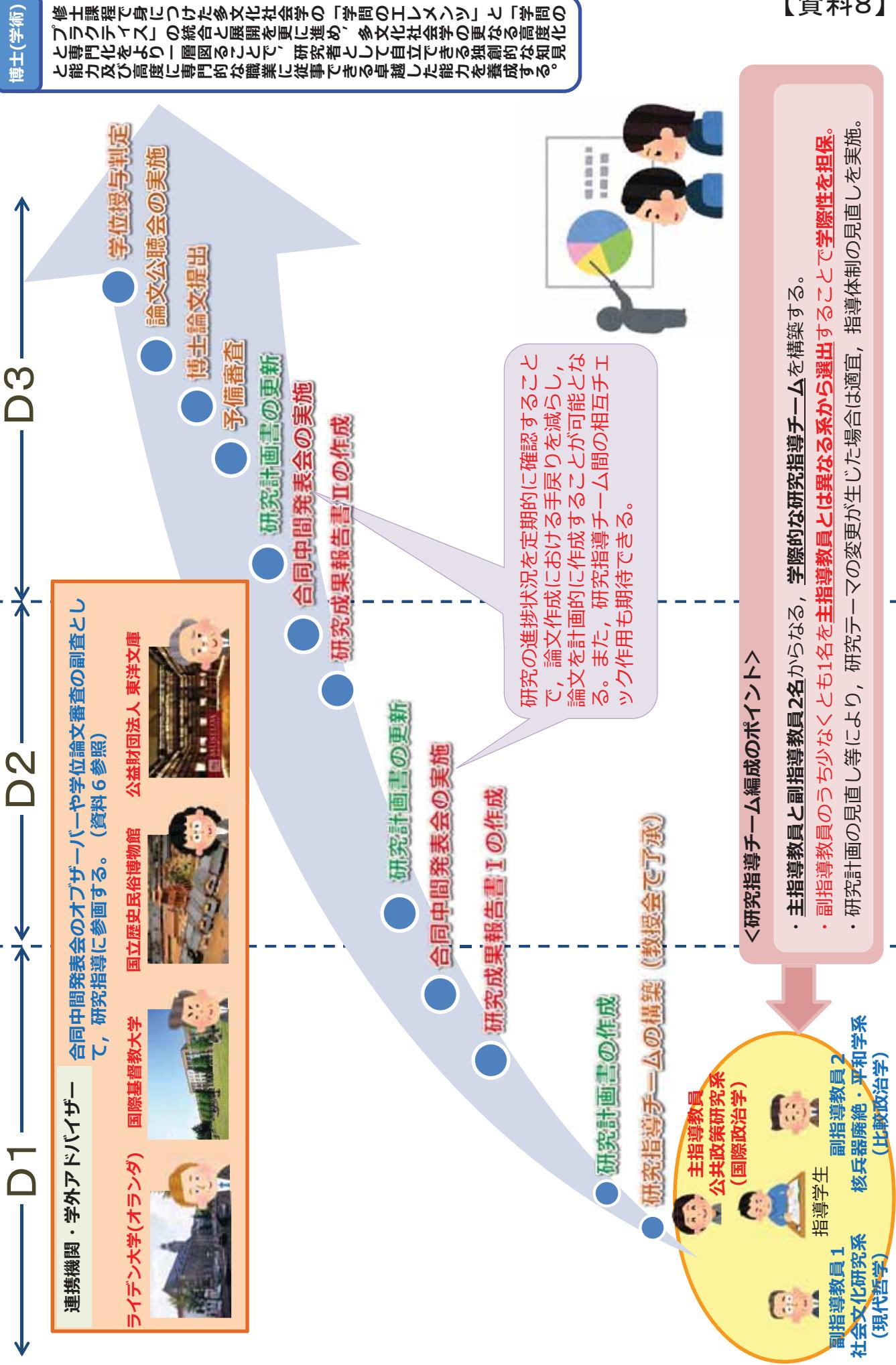
博士論文審査プロセス	演習科目（12単位・必修）	講義科目（4単位・必修）
<p>博士論文の要旨と審査結果を公表</p> <p>研究科授会で学位授与判定</p> <p>1~2月：学位論文審査・最終試験 論文公聴会(公開)の実施</p> <p>12月：博士論文提出 学位審査委員の決定</p> <p>9~10月：博士論文予備審査 第1Q：研究計画書の更新</p>	<p>「研究指導」（4）</p> <p>「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、先行研究の読解とその批判的後の成果を更に発展させつつ、博士（学術）の立場に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、各系でディプロマボリシーオーにおいて定める能力の獲得を目指す。</p>	<p>「研究演習Ⅲ」（4）</p> <p>「研究演習Ⅰ」の成果を更に発展させるなかで、研究指導チームから助言を踏まえ研究計画を更新し、これに基づき研究を進めていく。資料・データの収集、分析、考察を更に進め、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図る。 「研究成果報告書Ⅱ」にまとめる。</p>
<p>入学毎の研究指導チームを構築し研究計画の進捗に合わせた討論・方法と結果のチェック、実際の論文作成指導</p> <p>第1Q：研究指導チームの見直し 研究計画書の更新</p>	<p>少人数体制の指導による、研究進歩に合わせた討論・方法と結果のチェック、実際の論文作成指導</p> <p>第4Q：研究成果報告書Ⅱの作成 合同中間発表会の実施</p>	<p>「多文化社会特論Ⅱ」（2）</p> <p>「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基礎を形成</p> <p>「多文化社会特論Ⅰ」（2）</p> <p>「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心、「問題本質を見極める力」の基礎を形成</p>
<p>入学から学位取得までの全プロセスを管理し、教育・研究・学位の質を担保する機能を果たす。判断まで、</p> <p>第1Q：研究指導チームの構築 研究計画書の作成</p>	<p>少人数体制の指導による、研究進歩に合わせた討論・方法と結果のチェック、実際の論文作成指導</p> <p>第4Q：研究成果報告書Ⅰの作成 合同中間発表会の実施</p>	<p>主指導教員及び副指導教員からなる研究指導チームからの指導により、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、これに基づき研究を進めていく。資料・データの収集、分析、考察を行つながらで、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養う。成果は「研究成果報告書Ⅰ」にまとめる。</p>

想定される入口

多文化社会学研究科修士課程からの進学者、他の人文社会系大学院修士課程修了者、留学生や社会人（社会と文化、日本・長崎・アジア、言語・コミュニケーション、公共政策、核兵器廃絶・平和に関心を持つ）※長期履修制度の利用可

多様なバックグラウンドを持つ学生に対し研究に必要な知識を獲得させるために必要に応じ博士前期課程「学問のエレメンツ科目」の講義を推奨

多文化社会学研究科博士後期課程 研究活動の流れ



＜履修モデル例①＞ 社会文化研究系

養成する人材 研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。），グローバルに展開する企業，国際機関，社会人の学びなおし
※ 以下のモデル例は，世界と地域の一体的な創生に貢献する研究者のケース

博士論文題目「H. アーレントの「暴力論」からみるヘイト・スピーチの問題本質の解明」

D3

3年次通年「研究指導」（研究指導科目）4単位

「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ，その成果を更に発展させていくなかで，博士（学術）の学位に相応しい論点，方法，分析，考察，論証を有した博士論文を作成し，ディプロマポリシーに定める「共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究」を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を獲得する。

D2

2年次通年「研究演習Ⅱ」（演習科目）4単位

「研究演習Ⅰ」の成果を継承し，更に発展させていくなかで，主指導教員及び副指導教員からの指導を通じて，「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」のなお一層の高度化を図りつつ，各自の研究を更に進めていく。

具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)～(4)を行い，(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお，学生の研究計画の見直し等により，研究テーマの変更が生じた場合は，適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。

D1

1年次通年「研究演習Ⅰ」（演習科目）4単位

「社会文化研究系」の観点から研究課題にアプローチし，主指導教員及び副指導教員の指導の下，21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を養うなかで，持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し，それに基づき研究を実施。

研究指導チームは，主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり，副指導教員のうち少なくとも1名を「社会文化研究系」とは異なる系から選出することで，多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。

具体的には，次の(1)～(5)の指導を行う。

- (1)研究指導チームの指導のもと，研究テーマに関連した先行研究を収集し，その読解及び批判的検討を通じて，研究の目的，意義，方法を明確にしつつ，研究計画書を作成
- (2)研究計画に基づき，各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し，その読解及び批判的検討を通じて，研究の目的，意義，方法の深化に繰り返し取り組む
- (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集，分析，考察を行う
- (4)研究指導チームの教員に加えて，研究科に所属する他の教員や院生，国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で，研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
- (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

【研究指導チーム】

主指導教員：社会文化研究系（生の哲学）

副指導教員1：環海日本長崎学・アジア研究系（境界文化論）

副指導教員2：公共政策研究系（国際人権法）

【研究の概要】

ヘイト・スピーチ研究では，その問題の所在よりも対策ばかりが注目されるが故に，かえって解決策をめぐる議論が硬直化している。法的・制度的観点からの問題解決に拘るのではなく，哲学・思想的観点からヘイト・スピーチを分析することによって，これまでの研究や議論で見落とされてきた部分を明らかにし，ヘイト・スピーチにおける問題の本質を明らかにする。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において，俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において，21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について，高度に基盤的な力を修得する。

また，「研究演習Ⅰ」，「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において，社会文化研究系の方法論を学び，「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。

具体的には，主指導教員は「暴力」に関するヨーロッパ近代思想について生の哲学の観点から指導を行い，副指導教員1はトランスクレナリティの観点から境界文化についての指導を行い，副指導教員2はヘイト・スピーチに対するEUの法令，行政について国際人権法の観点から指導を行う。更に，市民活動・学校教育における取組についてライデン大学（学外アドバイザー）からの研究助言を得る。

1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において，「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に，公共政策の課題設定と設計，政策形成と決定，政策実施と管理，政策評価を通じて，21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成

1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において，「社会文化研究系」，「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に，21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成

多文化社会学研究科博士後期課程 履修モデル例（その2）

＜履修モデル例②＞ 言語研究系

養成する人材 研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。），グローバルに展開する企業，国際機関，社会人の学びなおし
※ 以下のモデル例は，社会人の学びなおし（現職教員）のケース

博士論文題目「コーパス分析を中心とした中間構文の使用域とその本質について」

3年次通年「研究指導」（研究指導科目）4単位

「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ，その成果を更に発展させていくなかで，博士（学術）の学位に相応しい論点，方法，分析，考察，論証を有した博士論文を作成し，ディプロマポリシーに定める「言語・非言語コミュニケーションを通した相互理解の原理的解決を目指す言語研究」を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を獲得する。

2年次通年「研究演習Ⅱ」（演習科目）4単位

「研究演習Ⅰ」の成果を継承し，更に発展させていくなかで，主指導教員及び副指導教員からの指導を通じて，「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」のなお一層の高度化を図りつつ，各自の研究を更に進めていく。

具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)～(4)を行い，(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお，学生の研究計画の見直し等により，研究テーマの変更が生じた場合は，適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。

1年次通年「研究演習Ⅰ」（演習科目）4単位

「言語研究系」の観点から研究課題にアプローチし，主指導教員及び副指導教員の指導の下，21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を養うなかで，持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し，それに基づき研究を実施。

研究指導チームは，主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり，副指導教員のうち少なくとも1名を「言語研究系」とは異なる系から選出することで，多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。

具体的には，次の(1)～(5)の指導を行う。

- (1)研究指導チームの指導のもと，研究テーマに関連した先行研究を収集し，その読解及び批判的検討を通じて，研究の目的，意義，方法を明確にしつつ，研究計画書を作成
- (2)研究計画に基づき，各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し，その読解及び批判的検討を通じて，研究の目的，意義，方法の深化に繰り返し取り組む
- (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集，分析，考察を行う
- (4)研究指導チームの教員に加えて，研究科に所属する他の教員や院生，国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で，研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
- (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

【研究指導チーム】

主指導教員：言語研究系（英語学，応用言語学）

副指導教員1：言語研究系（語用論）

副指導教員2：社会文化研究系（社会言語学）

【研究の概要】

言語使用場面における意味の生成と理解を人間の言語能力の深層部分に求めると同時に，表層に反映された談話文やコミュニケーションパターンなどのコーパス分析を通して，言語及び言語コミュニケーションや非言語コミュニケーションの本質にせまる研究を行う。また，言語使用の場面と言語を使用する人々を取り巻く環境にも目を向けることによって，社会が抱える問題にも向き合い，その解決策を探究する。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において，俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において，21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について，高度に基盤的な力を修得する。

また，「研究演習Ⅰ」，「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において，言語研究系の方法論を学び，「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。具体的には，主指導教員は英語学（特に動詞意味論），応用言語学の観点から指導を行い，副指導教員1はコミュニケーションについて語用論，談話分析の観点から指導を行い，副指導教員2は意識と言語の関連を社会言語学の観点から指導を行う。

なお，本モデルにおける研究指導チームは言語学を専門とする教員のみで構成されているが，副指導教員2はドイツにおけるトルコ系移民や，トルコにおけるクルド人問題を取り上げ，社会的葛藤過程と言語行為との関係を，言語の社会記憶建設様式と迫害犠牲者の自己保存戦術に着目して，記憶と記憶に関する現象の文脈から研究している点で他の教員と異なる性格を有していることから，本研究科博士後期課程においては，言語研究系ではなく社会文化研究系の教員として研究指導に携わることで学際性を担保している。

1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において，「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に，公共政策の課題設定と設計，政策形成と決定，政策実施と管理，政策評価を通じて，21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成

1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において，「社会文化研究系」，「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に，21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成

D3

D2

D1

多文化社会学研究科博士後期課程 履修モデル例（その3）

＜履修モデル例③＞ 環海日本長崎学・アジア研究系

養成する
人材

研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。），グローバルに展開する企業，国際機関，社会人の学びなおし
※ 以下のモデル例は、アジア研究・ジャパノロジーを専門とする研究者のケース

博士論文題目「中国・ミャンマー・タイの雲南ムスリムと日本におけるムスリムにみる共生の作法——21世紀
グローバル世界の問題本質として」

D3

3年次通年「研究指導」（研究指導科目）4単位

「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、ディプロマポリシーに定める「日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己—他者関係を構築するアジア研究」を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を獲得する。

D2

2年次通年「研究演習Ⅱ」（演習科目）4単位

「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで、主指導教員及び副指導教員からの指導を通じて、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」のなお一層の高度化を図りつつ、各自の研究を更に進めていく。

具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)～(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。

D1

1年次通年「研究演習Ⅰ」（演習科目）4単位

「環海日本長崎学・アジア研究系」の観点から研究課題にアプローチし、主指導教員及び副指導教員の指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施。

研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を「環海日本長崎学・アジア研究系」とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。

具体的には、次の(1)～(5)の指導を行う。

- (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成
- (2)研究計画に基づき、各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む
- (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う
- (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
- (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

【研究指導チーム】

主指導教員：環海日本長崎学・アジア研究系（アジア社会論）

副指導教員1：環海日本長崎学・アジア研究系（東南アジア地域研究）

副指導教員2：公共政策研究系（移民政策）

【研究の概要】

今日、世界人口の4割をイスラーム教徒が占めている。信仰や民族を異にする人びとの共生は、21世紀グローバル社会の本質的な問題である。イスラーム教徒はいかなる共生の作法を実践しているのか。また、そうした作法が機能的等価性をもって、他の文脈においても問題解決の道筋を示しうるためには、どのような条件が必要なのだろうか。中国雲南回族を事例に取り上げ、共生の作法に関する目的と手段を明らかにし、日本におけるムスリムに対してその文脈を越えた適用可能性を明らかにする。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、環海日本長崎学・アジア研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。具体的には、主指導教員は東アジアにおけるムスリムの共生の実態と課題についての指導を行い、副指導教員1は東南アジアにおけるムスリムの共生の実態と課題について指導を行い、副指導教員2は社会におけるムスリムの移動と教育・家族・地域の問題についての指導を行う。更に、中国雲南回族の生成と発展に関する史料を東洋文庫や歴史民俗博物館でも閲覧・収集するとともに、東洋文庫及び歴史民俗博物館の学外アドバイザーとのディスカッションを通じて史料批判を行う。更に、2、3年次夏季休暇中に、博士論文作成に必要な現地資料を中国・ミャンマー・タイなどの海外フィールドワークを通じて収集する。

1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成

1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成

＜履修モデル例④＞ 公共政策研究系

養成する
人材

研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。），グローバルに展開する企業，国際機関，社会人の学びなおし
※ 以下のモデル例は，社会人の学びなおし（マスコミ関係）のケース

博士論文題目「国際理論からみる東アジア地域秩序——多様なアクターの参画を通じた地域紛争解決に向けた試み」

D3

3年次通年「研究指導」（研究指導科目）4単位

「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、ディプロマポリシーに定める「グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究」を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を獲得する。

D2

2年次通年「研究演習Ⅱ」（演習科目）4単位

「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで、主指導教員及び副指導教員からの指導を通じて、「多文化社会的状況」における「問題解決に向けた多様な解を提示する力」のなお一層の高度化を図りつつ、各自の研究を更に進めていく。

具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)～(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。

D1

1年次通年「研究演習Ⅰ」（演習科目）4単位

「公共政策研究系」の観点から研究課題にアプローチし、主指導教員及び副指導教員の指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施。

研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を「公共政策研究系」とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。

具体的には、次の(1)～(5)の指導を行う。

- (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成
- (2)研究計画に基づき、各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む
- (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う
- (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
- (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

【研究指導チーム】

主指導教員：公共政策研究系（国際政治学）

副指導教員1：社会文化研究系（現代哲学）

副指導教員2：核兵器廃絶・平和学系（比較政治学）

【研究の概要】

東アジアの国際関係と地域秩序の変動にアプローチするため、既存の国際理論を存在論・認識論のレベルから再考することにより、固有の地域性とアジアの経験から導かれる普遍性の双方を厳密に議論する。超越論的・科学的思考だけに根拠づけられた近代進歩主義が限界を迎えるなか、国際政治学を核にした学際的な見地から、過去から現在に至る東アジアの歴史的な連続性と非連続性について考察し、生活世界的な思考をも取り入れた新たな政策構想のために必要な専門的知識の醸成を図る。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、公共政策研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を身につける。

具体的には、主指導教員は国際関係論に基づく課題解決型のジャーナリズム養成のために国際公共政策の課題設定と設計について国際政治学の観点から指導を行い、副指導教員1は実践哲学の観点から政策過程における多様なアクターについて指導を行い、副指導教員2は地域紛争論の観点からグローバルな公共的価値の創生について指導を行う。更に、ヨーロッパとアジアとの比較の視点から、地域秩序の構築に関して学外アドバイザー（ライデン大学）とディスカッションを行う。

1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成

1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成

＜履修モデル例⑤＞ 核兵器廃絶・平和学系

養成する人材 研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。），グローバルに展開する企業，国際機関，社会人の学びなおし
※ 以下のモデル例は、国際機関での勤務のケース

博士論文題目「北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ——人間の安全保障の確立に向けて」

3年次通年「研究指導」（研究指導科目）4単位

「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、ディプロマポリシーに定める「核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究」を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的能力を獲得する

【研究指導チーム】

主指導教員：核兵器廃絶・平和学系（核抑止）
副指導教員1：核兵器廃絶・平和学系（エネルギー・環境）
副指導教員2：公共政策研究系（東アジア国際関係）

2年次通年「研究演習Ⅱ」（演習科目）4単位

「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで主指導教員及び副指導教員からの指導を通じて、「多文化社会的状況」における「問題解決に向けた多様な解を提示する力」のなお一層の高度化を図りつつ、各自の研究を更に進めていく

具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)～(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。

【研究の概要】

北東アジア非核化に密接に関係したいくつかの懸案の同時解決を図る上で、「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」の締結に向けた課題と展望を明らかにする。すなわち、(1)朝鮮戦争の戦争状態の終結を宣言し、締約国の相互不可侵・友好・主権平等などを規定する宣言的条項の制定のための条件、(2)エネルギー資源へのアクセスにおける平等の権利と平和利用のための条件、(3)北東アジア非核兵器地帯を設置するために必要な実務的条約締結のための条件、(4)協定の確実な履行を保証し、地域の他の安全保障諸課題の協議にも開かれた常設の地域安全保障協議会を設置するための条件について、国際情勢の分析を踏まえつつ、明らかにする。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

1年次通年「研究演習Ⅰ」（演習科目）4単位

「核兵器廃絶・平和学系」の観点から研究課題にアプローチし、主指導教員及び副指導教員の指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施。

研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を「核兵器廃絶・平和学系」とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。

具体的には、次の(1)～(5)の指導を行う。

- (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成
- (2)研究計画に基づき、各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む
- (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う
- (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
- (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、核兵器廃絶・平和学系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を身につける。具体的には、主指導教員は軍備管理条約に基づく核廃絶に向けた取り組みについて指導を行い、副指導教員1はエネルギー資源への平等なアクセスを通じた安全保障の確立について指導を行い、副指導教員2は北東アジアの安全保障について人間の安全保障の観点から指導を行う。更に、核関連及び平和構築に関わる国際機関・国際NGO等にて、2, 3年次夏季休暇中にインターンシップを行うと共に、国際基督教大学（学外アドバイザー）と北東アジアの安全保障体制に関するディスカッションを行う。

1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成

1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成

D3

D2

D1

○長崎大学研究倫理規程

平成30年9月21日

規程第44号

(目的)

第1条 この規程は、長崎大学研究者行動規範（平成21年2月3日制定）に定める倫理規範に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学及び文化の諸領域における専門的、学際的及び総合的に行う個人研究、学内外の諸機関等と行う共同研究、プロジェクトによる研究等をいう。

- 2 この規程において「研究者」とは、教員、学生その他の本学において研究活動に従事するすべての者をいう。
- 3 この規程において「部局等」とは、広報戦略本部、原子力災害対策戦略本部、インスティテューションナル・リサーチ推進本部、海洋未来イノベーション機構、グローバル連携機構、研究開発推進機構、各学部、各研究科、各附置研究所、病院、附属図書館、保健・医療推進センター、各学内共同教育研究施設、ダイバーシティ推進センター、先端創薬イノベーションセンター、地域教育総合支援センター、障がい学生支援室、福島未来創造支援研究センター、子どもの心の医療・教育センター及び生命医科学域をいう。

(研究者の基本的責任)

第3条 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の法令、告示、指針等及び学内規則等を遵守しなければならない。

- 2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、科学の自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、研究者自らの自覚に基づいた高い倫理規範の下に良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。
- 4 研究者は、異なる分野の研究を尊重するとともに、他の国・地域等の研究活動における文化、慣習、価値観等の理解に努めなければならない。
- 5 研究者は、学内外の研究者と共同で研究を行うに際しては、当該研究者が相互に独立した対等の研究者として誠意を持って接し、互いの学問的立場を尊重しなければならない。

(研究活動における不正行為の防止)

第4条 研究者は、あらゆる研究活動において、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究費の適切な使用に努めるとともに、法令、学内規則等その他当該研究費の使用ルールを遵守しなければならない。

(試料、情報、データ等の収集及び管理)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報、データ等をその目的に適した必要な範囲において収集しなければならない。

2 研究者は、当該研究のために収集又は作成した情報、データ等の関連する研究記録を法令、学内規則等に基づき適切に保管管理し、事後の検証が行えるよう管理しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(研究対象等の保護)

第7条 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮しなければならない。

2 研究者は、動物等に対しては、法令、学内規則等に基づき、真摯な態度でこれを取り扱わなければならない。

(研究成果等の公表)

第8条 研究者は、研究成果の公表に際して、データ及び論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意するとともに、公正かつ適切な引用を行わなければならない。

2 研究者は、前項の公表に際して、オーサーシップ及び既発表の関連データの利用、著作権等について、研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行又はルールを十分に尊重しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、法令、学内規則等に基づき適正に取り扱わなければならない。

(利益相反への適切な対応)

第10条 研究者は、自らの研究活動に当たり、利益相反が発生しないよう、法令、学内規則等を遵守し、本学の社会的信用及び名譽を保持しなければならない。

(部局等の長の責務)

第11条 部局等の長は、この規程を当該部局等内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じなければならない。

2 部局等の長は、この規程の目的を達成し、かつ、適切な運用を図るため、その諮問機関として、倫理審査委員会を設置するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、部局等（各学部、各研究科、各附置研究所、病院及び生命医科学域を除く。）の長は、当該部局等に倫理審査委員会を設置することが困難な場合には、他の部局等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することができるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、人を対象とする医学系研究については、長崎大学における人を対象とする医学系研究に関する規則（平成27年規則第24号）の規定に基づき設置する委員会において処理するものとする。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

長崎大学多文化社会学研究科・多文化社会学部
人を対象とした研究に関する倫理審査及び倫理審査委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学研究倫理規程（平成30年規程第44号）第11条第2項の規定に基づき、多文化社会学研究科及び多文化社会学部（以下「本学部等」という。）に設置する長崎大学多文化社会学研究科・多文化社会学部倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、学部長の諮問に応じ、研究者から申請があった人を対象とする実験研究及び調査研究（医学系研究を除く、以下「研究」とする）の実施計画に関し、長崎大学研究者行動規範、長崎大学研究倫理規程に基づく倫理的配慮及び社会的配慮が適切に行われているか否かについて審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 研究を担当する副学部長又は副研究科長 | 1名 |
| (2) 研究を担当する委員会から選出された教員 | 1名以上 |
| (3) その他学部長又は研究科長が必要と認めた者 | 1名以上 |
- 2 委員のうち、本学部等の教員である者は学部長又は研究科長が命じ、その他の者は学部長又は研究科長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員長の任期は1年とする。但し再任を妨げない。第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、当該委員を命じ又は委嘱した者が別途定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該委員の任期の終期は、当該委員を命じ又は委嘱した者の任期の終期を超えることはできないものとする。

(委員会の開催)

- 第6条 委員会では人を対象とした研究に関する倫理審査を審議する。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を聞くことができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(研究責任者及び共同責任者の役割)

第7条 研究全体を統括するものとして、研究責任者を1名置く。

- 2 研究責任者は、当該研究に関する十分な知識及び経験を有する者であって、研究実施計画の立案、変更及び実施に際しては、本内規及びその他関係法令を遵守し、研究の適正な実施、管理及び監督に当たらなければならない。
- 3 共同研究者は、研究責任者の監督の下、適切に研究実施計画を遂行しなければならない。

(委員会での審議対象)

第8条 委員会は、本学部等で主に研究教育業務に従事する教員が、研究責任者となる研究課題について、倫理審査を行う。

- 2 主たる教育研究活動を本学部等外である教員が研究責任者となる研究課題は、審議の対象としない。
- 3 多文化社会学部及び多文化社会学研究科の学生が研究責任者となる研究課題の審議を希望する場合は、主指導教員が研究責任者として倫理審査を申請する。
- 4 多文化社会学部及び多文化社会学研究科の客員研究員が研究責任者となる研究課題の審議を希望する場合は、受入教員が研究責任者として倫理審査を申請する。

(審議事項)

第9条 委員会では、本学部等の構成員から提出された「人を対象とした研究に関する倫理審査申請書」(別紙様式第1号)を基に審議を行う。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、研究責任者に申請書の修正及び追加資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会では次の各号に掲げる判定を行い、委員長から学部長に報告する。委員長はその結果を速やかに倫理審査結果通知書(別紙様式第2号)により、研究責任者に通知する。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

- 5 研究責任者が前項において、変更勧告或いは不承認の通知を受けた場合、再度研究倫理審査の審議を希望することができる。

(関係職員の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、文教地区事務部総務課総務班において処理する。

(補則)

第12条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この内規は令和2年4月1日から施行する。

(様式 1)

人を対象とした研究に関する倫理審査申請書

年 月 日

長崎大学多文化社会学研究科
多文化社会学部
倫理審査委員会 委員長 殿

研究責任者
所属・職位
氏名 印

長崎大学多文化社会学研究科・多文化社会学部における、人を対象とした研究に関する倫理審査及び倫理審査委員会第 9 条に基づき、下記研究課題の倫理審査を申請いたします。

記

研究課題名					
研究組織 (共同研究者の 人数分作成する こと)	研究責任者	氏名	所属・職名	連絡先	役割
	共同研究者				
	共同研究者				
	共同研究者				
	実施場所				
研究実施予定期間	年 月 日	～	年 月 日		
被験者(研究対象者)					
添付書類	<input type="checkbox"/> 質問票 <input type="checkbox"/> 被験者への説明文 <input type="checkbox"/> 同意文書 <input type="checkbox"/> 同意撤回文書 <input type="checkbox"/> その他 ()				

研究実施計画書

1. 研究の概要

(1) 研究の背景 (100~200字)

(2) 研究の目的 (200~400字)

2. 研究計画 (500-1,000字)

(1) 被験者 (研究対象者) 数

(2) 被験者 (研究対象者) の募集方法

(3) 研究方法

(4) 期待される効果 (学問的意義及び社会的意義)

3. 研究に際しての倫理的配慮

(1) 被験者 (研究対象者) の人権への対応

(2) 被験者 (研究対象者) に同意を求める方法

(3) 被験者 (研究対象者) に同意を得る際に説明する具体的な内容

(4) 研究によって生じる被験者 (研究対象者) の不利益への配慮

(5) 被験者（研究対象者）に不利益が生じた場合の措置

(6) 分析結果などの被験者（研究対象者）への公表方法、個人情報への配慮

(7) その他

(様式 1)

記入上の留意点

様式 1 は日本語或いは英語で記入すること。

3 . 研究に際しての倫理的配慮

(1) 被験者（研究対象者）の人権への対応

被験者の基本的人権を侵害しないよう，どのような配慮をするのか記載すること。

例)

- ・被験者には事前に調査目的の説明を行うとともに，自らの自由意志によっていつでも回答への協力を撤回，あるいは一部の質問への回答を拒否できることを事前に説明する。（アンケート調査の場合）
- ・被験者の回答は学術目的のみに利用し，他者に個人が特定されるような形で情報が開示することがないことを十分説明する。（アンケート調査の場合）
- ・被験者の参加/不参加が成績評価に影響しないことを説明する（被験者が学生の場合）
- ・被験者及び被験者の所属する社会集団に関わる具体的な事項（性別，出自，職業，居住地，企業名等）を論文中で一切記載しないことを説明する。（被験者の属性に機微が含まれる場合）

(2) 被験者（研究対象者）に同意を求める方法

被験者にどのような方法で同意を求めるのかを記載すること。

例)

- ・被験者にあらかじめ調査・実験の目的や方法，想定される人体への影響，プライバシー保護の方法を説明し，同意した場合は同意書にサイン或いは捺印をしてもらう。

(3) 被験者（研究対象者）に同意を得る際に説明する具体的な内容

被験者に実施する説明事項を記載のこと。必要に応じて，同意書の他に説明内容を記載した書面等を添付すること。

例)

- ・被験者に調査・実験の目的や方法，想定される人体への影響，プライバシー保護の方法，を説明する際は，別添の同意書を元に説明する。

(4) 研究によって生じる被験者（研究対象者）の不利益への配慮

肉体的，精神的な苦痛，政治的迫害など，被験者に生じると想定される不利益について，どのように配慮するか，記載のこと。

例)

- ・被験者が調査中の肉体的・精神的な負担を考慮し，実験中に適宜休憩を入れることで健康上の負担が生じないように配慮する。
- ・被験者の回答によって家族への政治的不利益が生じることが想定される場合，研究責任者が関係各位に丁寧な説明を行うなど，可能な限りの対応を行う。

(5) 被験者（研究対象者）に不利益が生じた場合の措置

仮に被験者に不利益が生じた場合の措置について記載すること。

例)

- ・調査中の事故による負傷や健康悪化などの症状がみられた場合、即座に調査を中止し、医療機関に搬送する等の適切な措置を取る。
- ・調査後に被験者に不利益が生じる可能性に配慮し、被験者が現地の共同研究者と直接連絡を取るための窓口を設置する（海外調査の場合）
- ・データ流出や研究成果の公表によって不利益が発生した場合、あるいは不利益の発生が想定される場合、状況を被験者に伝え、不利益を回復するための措置を講ずる。データ流出による不利益が生じた場合は、直ちにデータの流出原因を特定し、可能な限り流出先でのデータ破棄に努める。

(6) 分析結果などの被験者（研究対象者）への公表方法、個人情報への配慮

分析結果の公表方法及び個人情報保護に対する配慮について記載すること。

例)

- ・調査を通じて得られたデータは統計的に処理することで、個票データは開示しない。
- ・調査で得られた結果は、研究責任者及び共同研究者以外が取り扱えないようデータの管理を徹底する。
- ・被験者が自らのデータの開示を求めた場合は積極的に対応する。

(様式 2)

倫理審査結果通知書

年　月　日

研究責任者

殿

長崎大学多文化社会学研究科
多文化社会学部

印

長崎大学多文化社会学研究科・多文化社会学部における、人を対象とした研究に関する倫理審査及び倫理審査委員会第9条に基づき、下記研究課題の判定結果を通知します。

記

研究課題名			
研究責任者			
審査日	年　月　日		
判定結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 変更勧告 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
判定理由			